

第1回 野田市新清掃工場建設候補地選定審議会 次第

日 時：平成23年 8月21日（日）
午後2時30分から

場 所：野田市保健センター3階大会議室

1 開 会

2 市長挨拶

3 委員の紹介

4 事務局職員の紹介

5 会長の指名について

6 会長挨拶

7 職務代理者の指名について

8 職務代理者挨拶

9 諮 問

10 議 事

(1) 審議スケジュール（案）について

資料1

(2) ごみ処理の現状とこれまでの経緯について（報告）

資料2

(3) 野田市におけるごみの3R対策の取組について

資料3

(4) その他

11 閉 会

配布書類一覧

資料 1	野田市新清掃工場建設候補地選定審議スケジュール（案）・・・1
資料 2	ごみ処理の現状とこれまでの経緯について（報告）・・・・・・2
資料 2－1	野田市の「ごみ減量等の取組」の経緯・・・・・・・・・・・・・・3
資料 2－2	平成 6 年度からの市民一人一日当りのごみ排出量の推移・・・18 （可燃・不燃）
資料 2－3	平成 6 年度からの市民一人一日当りのごみ排出量の推移・・・19 （可燃・不燃・剪定枝）
資料 2－4	平成 6 年度からの市民一人一日当りの資源回収量の推移・・・20
資料 2－5	平成 6 年度からの市民一人一日当りの資源回収量の推移・・・21 （品目別）
資料 2－6	可燃ごみ組成割合（平成 2 2 年度）・・・・・・・・・・・・・・22
資料 2－7	焼却施設概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・23
資料 2－8	中里上自治会との協議の経緯・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・24
資料 2－9	関宿クリーンセンターの和解に至る経緯・・・・・・・・・・・・・・33
資料 3	野田市におけるごみの 3 R 対策の取組

その他資料

資料 4－1	野田市新清掃工場建設候補地選定審議会条例
資料 4－2	平成 2 3 年度版 野田市のごみの出し方 資源の出し方

契

野環清第167号
平成23年8月21日

野田市新清掃工場建設候補地選定審議会
会長 立本 英機 様

野田市長 根本 崇



新清掃工場の建設候補地として最も適する候補地の選定その他
新清掃工場の建設に関する事項について（諮問）

野田市新清掃工場建設候補地選定審議会条例（平成23年条例第21号）第2
条の規定に基づき、次の事項について貴審議会に諮問いたします。

記

1 諮問事項

- (1) 野田市新清掃工場建設候補地として最適地である土地の選定に関する事
こと。
- (2) 前号の選定に必要な次の項目に関する事
こと。
 - ア 第1次候補地（複数）の選定に関する事
こと。
 - イ ごみの3Rに関する事
こと。
 - ウ 一般廃棄物処理基本計画（ごみ編）の策定に関する事
こと。
 - エ 候補地の選定基準に関する事
こと。
 - オ 新清掃工場に係る処理方式に関する事
こと。
 - カ 環境アセスメントに関する事
こと。
 - キ 地元還元策等の地元対策に関する事
こと。
 - ク その他、市長が特に必要があると認める事項に関する事
こと。

2 諮問の趣旨

野田市のごみ焼却施設には、野田市清掃工場（旧野田市地域のごみを処理、
処理能力145t／日）と関宿クリーンセンター（旧関宿町地域のごみを処
理、処理能力40t／日）がありますが、関宿クリーンセンターは地元との
和解により平成26年7月には稼働停止となり、順調に稼働している野田市
清掃工場についても、老朽化の進行により、早晚建替えが必要となってくる



ことから、両施設を一体化する新清掃工場の建設は、市の喫緊の課題となっております。

このことから、市では、市の内部基準に照らし、建設候補地として最適と判断された中里工業団地内の土地に新清掃工場を建設すべく、地元自治会と協議を開始しましたが、協議の過程において、自治会からは周辺環境への影響に対する説明を求められました。

しかし、周辺環境への影響を評価する環境アセスメントを実施するには、機種を選定が必要ですが、機種を決定すると事業者が絞られてしまい、公平性が妨げられる可能性があることから、まず周辺環境に関する現況調査を実施した上で、協議をさせていただきたいと説明し理解を求めましたが、現況調査の実施は建設に合意することになるとのことで、自治会の理解を得ることはできず、結局、当該候補地は一度白紙撤回し、改めて当該候補地も含めた市内全域を対象として、新清掃工場の建設候補地を選定していくこととなりました。

したがって、新たな建設候補地の選定にあたっては、中里上自治会との協議の経過を踏まえると、候補地選定前に、敢えて処理方式までは決定し、さらに複数の候補地に対し、環境アセスメントを実施する必要があると考えております。

また、当該施設の性質から、『施設の必要性は理解できるが、地元への建設は反対である』が、市民の最大公約数の意見と考えられるため、施設のコンパクト化など建設地の地元の負担を可能な限り軽減することが重要であると考えております。

このため、新清掃工場建設、ごみの減量化、地元還元対策などのごみ問題を市民一人ひとりの問題として捉え、全市民的見地から議論し、ごみ問題に対する全市民的コンセンサスを得ることが重要と考えております。

つきましては、これらの状況を踏まえつつ、諮問事項についてご議論いただいたうえで、新清掃工場建設候補地の最適地を選定いただきたくお諮りするものです。

3 答申の時期

(1) 第1次答申

新清掃工場建設候補地として最適地である土地を選定するにあたっては、予め複数の第1次建設候補地を選定していただきたいと考えておりますので、諮問項目第2号のアからカに関する項目については、平成24年1月を目途に答申をお願いいたします。

**新清掃工場建設候補地選定審議会
審議スケジュール（案）**

回数	開催日時	議 題 等	開催場所
第 1 回	8 月 21 日（日） 午後 2 時 30 分～	・ 審議スケジュール(案)について ・ ごみ処理の現状とこれまでの経緯について（報告） ・ 野田市におけるごみの 3 R 対策の取組について	保健センター 3 階大会議室
第 2 回	9 月 3 日（土） 午後 2 時 30 分～	・ ごみの 3 R に関する方策について	市役所 8 階大会議室
第 3 回	10 月 1 日（土） 午後 2 時 30 分～	・ 野田市のごみの 3 R 対策について	市役所 8 階大会議室
第 4 回	10 月 15 日（土） 午後 2 時 30 分～	・ 一般廃棄物処理基本計画（ごみ編）素案について	市役所 8 階大会議室
第 5 回	10 月 30 日（日） 午後 2 時 30 分～	・ 一般廃棄物処理基本計画（ごみ編）素案について	市役所 8 階大会議室
第 6 回	11 月中旬開催予定	・ 候補地選定基準について ・ 処理方式について	市役所 8 階大会議室
第 7 回	11 月下旬開催予定	・ 選定基準適合候補地について ・ 選定基準適合候補地現地視察	市役所 8 階大会議室
第 8 回	12 月中旬開催予定	・ 候補地の複数選定について	市役所 8 階大会議室
第 9 回	12 月下旬開催予定	・ 候補地の複数選定について ・ 一般廃棄物処理基本計画（ごみ編）パブリックコメント結果について	市役所 8 階大会議室
第 10 回	1 月中旬開催予定	・ 環境アセスメントについて	市役所 8 階大会議室
第 11 回	1 月下旬開催予定	・ 第 1 次答申案について	市役所 8 階大会議室

ごみ処理の現状とこれまでの経緯について（報告）

資料 1	野田市新清掃工場建設候補地選定審議スケジュール（案）・・・	1
資料 2	ごみ処理の現状とこれまでの経緯について（報告）・・・	2
資料 2－1	野田市の「ごみ減量等の取組」の経緯・・・	3
資料 2－2	平成 6 年度からの市民一人一日当りのごみ排出量の推移・・・ （可燃・不燃）	18
資料 2－3	平成 6 年度からの市民一人一日当りのごみ排出量の推移・・・ （可燃・不燃・剪定枝）	19
資料 2－4	平成 6 年度からの市民一人一日当りの資源回収量の推移・・・	20
資料 2－5	平成 6 年度からの市民一人一日当りの資源回収量の推移・・・ （品目別）	21
資料 2－6	可燃ごみ組成割合（平成 22 年度）・・・	22
資料 2－7	焼却施設概要・・・	23
資料 2－8	中里上自治会との協議の経緯・・・	24
資料 2－9	関宿クリーンセンターの和解に至る経緯・・・	33

野田市の「ごみの減量等の取組」の経緯

野田市では、平成 7 年度に「指定ごみ袋制度」の導入と「粗大ごみの有料化」を実施したことにより、大幅なごみの減量化が図られましたが、制度導入以前は、野田市の一人一日当たりのごみの排出量は、近隣自治体より 20% 以上も上回る約 1 kg ありました。また、市内に最終処分場がなく、市外の民間最終処分場に処分を委託していたため、ごみの減量化が最大の課題でした。

この最大の課題に対応するため、平成 4 年 12 月に野田市廃棄物減量等審議会を設置し、平成 5 年 1 月 27 日に開催された第 1 回目の会議において次の 5 項目の諮問をしました。

- ① 分別種別について
- ② ごみ処理有料化について
- ③ リサイクルの推進について
- ④ 廃棄物減量等推進員について
- ⑤ 清掃事業にかかる住民啓発について

以来、同審議会は、平成 5 年 4 月から 6 月にかけて実施しました公聴会をはさみ、月 2 回のペースで、平成 5 年 1 月から翌年 5 月までの 1 年 4 箇月の間で審議会 23 回、部会 5 回を開催し、ごみの減量化及び再利用対策について、精力的にご審議をいただきました。その結果、平成 6 年 5 月に「野田市廃棄物減量等推進審議会」の答申を受けたことから、平成 7 年度から「指定ごみ袋制度」をスタートさせました。

新たな制度のスタートに当たっては、審議会における答申でも述べられましたが、住民啓発の徹底を図りました。具体的には、野田市の廃棄物行政のかぎを握ることとなる廃棄物減量等推進員制度の推進に向けて、新条例及び規則の概要並びに新たなリサイクル施策についての研修会を当時の衛生区長、自治会長を中心に全体研修会とブロック別研修会を実施しました。また、新制度によるごみの出し方の説明会については、市役所、各公民館、南北コミュニティセンターを会場として、合計 16 地区で説明会を実施したところ、合計で約 1,700 名の市民参加をいただきました。このほかに、きめ細かな説明を行うため、各自治会からの要望により、各地域の集会所等にて行った地区座談会により説明に当たりました。どの会場も参加者が多く、真剣な雰囲気、1 会場当たり 2 時間程度の説明会でした。

また、市内の大規模事業者に対する減量計画の説明会や、食品トレーと買物袋等の回収事業の説明会等も実施しました。

さらには、自治会未加者の対応も含めて新聞折り込み等でパンフレットの配布や市報への継続掲載等の対応を図りましたが、新制度のスタートに当たっては、実際には、当時の衛生区長や自治会長等、地域を代表する方々による集積所でのきめ細かな指導などにより、短期間で市内全域に周知徹底が図られたものと認識しています。

その結果、導入後の一人一日当たりの排出量は、平成 7 年度には 704.01 グラムになり、導入前と比べると約 3 割の減量が図られ、財政的に 3 億円のコスト削減が達成されました。

なお、野田市の廃棄物行政のかぎとなる廃棄物減量等推進員制度は、平成 8 年 4 月の推進員

委嘱（１７１名）によりスタートしましたが、スタート当初は、新制度の円滑な移行に大きな役割を果たしていただいた、当時の衛生区長や自治会長が就任されました。また、「野田市廃棄物減量等推進員会議設置要綱」が同時に制定され、市内の各自治会から選任された廃棄物減量等推進員の代表者で組織される「野田市廃棄物減量等推進員代表者会議」が、地域におけるごみ減量等の推進役として、大きな役割を果たすこととなりました。

しかしながら、ごみの排出量が年々微増傾向に転じ、再び減量対策が課題となったことから、平成８年度には、この「野田市廃棄物減量等推進員代表者会議」において、更なるごみの減量化に向けて、各地区から出された意見や要望に対してどのように対応すべきか、活発に議論していただきました。

その結果、夏場対策として可燃ごみを１０枚増量することや、指定ごみ袋制度の公平を図るため、世帯人数によって指定袋の大きさを分けること、ごみの減量努力（余った袋）に対する報奨制度の導入など、ごみの減量化に対する積極的な意見を頂いたことから、市としても、徐々にルールを改正するなどの対応を図ってまいりました。

その後、平成１２年４月には、剪定枝、落ち葉及び草を堆肥にするため「野田市堆肥センター」を稼働させ、「みどりの収集受付」を開始しました。これらの相乗効果により、それまで微増傾向にあったごみの排出量に、歯止めがかかる結果となりました。

また、平成１３年には、廃棄物減量等推進員（地区代表のみ）による、市内不法投棄パトロールを実施しました。（＊１６年６月からは全推進員によるパトロールに変更）

平成１５年４月には、廃棄物減量等推進員代表者会議での議論を踏まえ、指定袋の形状を現行の取手付きに変更しました。

なお、平成１５年６月における旧関宿町との合併では、野田市のごみ出しルールを採用することとなりましたが、廃棄物減量等推進委員の大変な努力によりまして、旧関宿町においても新制度にスムーズに移行することができました。

さらに、平成１６年７月からは、６５歳以上の高齢者のみの世帯又は障がい者のみの世帯に対し、安否の確認を行いながら、ごみ等を戸別収集する「野田市ひとり暮らし高齢者等ごみ出し支援事業」を開始しました。

このように、平成７年以降においても「野田市廃棄物減量等推進員代表者会議」を中心としまして、各地区から出された意見や要望に対して積極的に議論していただきながら、市としてはそれに対応する形で徐々にルールを改正するなど、双方が一体となって継続してごみの減量化に積極的に取り組んでまいりました。

その結果、平成２２年度現在、収集したごみと処理施設に持ち込まれたごみの総排出量について、平成１７年度から２２年度まで、５年連続で減少しています。

市では、平成７年度以降、現在に至るまで、様々な形でごみの減量化に取り組んでまいりましたが、ごみの減量化が進んでいる大きな理由としては、廃棄物減量等推進員の皆様方が、日頃から熱意をもって、ごみの分別や排出方法などの説明会を実施し、地域全体でごみ出しルールの徹底に努めていただいていることや、市民一人一人が、高い意識でごみの減量に取り組んでいただいている成果によるものと考えています。

【現状と課題】

1 ごみ排出量の現状について

(1) 市民一人一日当りのごみの排出量（可燃・不燃）について [資料2-2]

市民の一人一日当りのごみの排出量（可燃・不燃）は、平成7年度のルール改正により、平成6年度1,033.38グラムであったものが7年度には704.01グラムと大きく減量されました。その後、微増傾向にあったため、平成12年度からルールの徹底や剪定枝、落ち葉及び草を堆肥化することでごみの減量と良質な堆肥の生産を図り、その後、平成15年度の関宿町との合併以降について、野田地域と関宿地域を比較しますと、野田地域の方が関宿地域より多くなっており、平成22年度分では野田地域663.23グラム、関宿地域533.99グラムとなり、野田地域の方が129.24グラム多くなっています。

(2) 市民一人一日当りのごみの排出量（可燃・不燃・剪定枝）について [資料2-3]

平成12年度から従来、可燃ごみとして収集処理していた剪定枝、落ち葉及び草等を堆肥化することでごみの減量と資源化を図っています。なお、平成7年度と22年度の排出量を比較するため、剪定枝等を可燃ごみとして合計した場合、平成22年度の野田地域の排出量は737.07グラム（可燃・不燃663.23グラム＋剪定枝等73.84グラム）となり、平成7年度の704.01グラムを超えていることになります。

(3) 市民一人一日当りの資源回収量について [資料2-4、2-5]

市民の一人一日当りの資源回収量は、平成7年度のルール改正により6年度137.38グラムであったものが7年度には186.44グラムと大幅に増加しましたが、12年度の196.5グラムをピークに減少傾向となりました。その後、15年度の関宿町との合併以降も減少傾向は今も続いています。

次に、品目毎に資源回収の総量がピークだった平成12年度と22年度分を比較しますと、減少幅は紙類が最も多く40.42グラム、次いで空き缶が7.6グラム、びん類5.69グラム、金属類2.19グラム、繊維類0.28グラムとなっており、ペットボトルのみが1.31グラムの増加となっています。

また、合併後の野田地域と関宿地域を比較しますと関宿地域の方が多くなっています。

(4) 可燃ごみの組成割合について [資料2-6]

平成22年度のごみ質の分析表を見ると、野田地域では乾燥重量で比率が一番多いものが紙類59.05%であり、不燃ごみの分類である「プラスチック類、金属類、ガラス類、セトモノ、石、砂」の合計が14.95%となっています。関宿地域では、比率が一番多いものが紙類53.20%であり、不燃ごみの分類である「プラスチック類、金属類、ガラス類、セトモノ、石、砂」の合計が13.65%となっています。なお、野田市の可燃ごみの指定ごみ袋はプラスチック類に分類されます。

2 その他（ごみ減量、資源回収等に係る課題及び市民からの意見等）

- ・ ごみ減量に関して、生ごみの堆肥化や家庭から出されるてんぷら油などの廃食油の燃料化や石鹼作り、レジ袋の削減、事業系の紙ごみ対策などが提案されています。
- ・ 若い世代の自治会等地元組織への未加入によるごみや資源の出し方の不徹底があります。
- ・ 高齢者のみの世帯のため等により、ごみ出しや集団資源回収に参加できない世帯が増えています。
- ・ ごみを集積所に出す際、特に可燃ごみの場合、水切りが悪いとごみ汁が漏れ、集積所を汚すなど、関係者から不満が出ている集積所があります。
- ・ 指定ごみ袋の無料配布分（年間１３０枚）の引換券が余った世帯に対しては、余った枚数に応じてトイレットペーパーを報償品として配付していますが、そのために、野焼きや不法投棄をしてトイレットペーパーと交換している世帯があるとの指摘があります。

【平成4年度】

1 平成4年12月28日

『野田市廃棄物減量等推進審議会条例』施行

2 平成5年1月7日

野田市廃棄物減量等推進審議会委員委嘱（29名）

市議会議員3名、学識経験者1名、市長が必要と認めた者3名、
商工業者代表5名、消費者代表6名、再生資源組合代表1名、自治会代表5名、
衛生区代表5名

3 平成5年1月27日

「野田市廃棄物減量等推進審議会」へ諮問

- ①分別種別について
- ②ごみ処理有料化について
- ③リサイクルの推進について
- ④廃棄物減量等推進員について
- ⑤清掃事業にかかる住民啓発について

★ 審議会として3回の公聴会実施

第1回 平成5年4月11日（日） 意見発表者10名

第2回 平成5年6月13日（日） 意見発表の申込みがないため中止

第3回 平成5年6月20日（日） 意見発表者5名

★ 審議会は23回開催、委員会5回開催

【平成6年度】

1 平成6年5月25日

「野田市廃棄物減量等推進審議会」からの答申

(1) 分別種別について

- ・分別ルールの徹底と資源化を図るため、「ごみ袋の指定」の提言
可燃ごみ用を半透明、不燃ごみ用を透明の袋にする。
排出者の記名を義務付ける。
- ・将来の分別種別として、「可燃ごみ」「不燃ごみ」「廃プラスチック」「空ビン」
「空カン」「粗大ごみ」の6分別の提言
- ※ 「空ビン」「空カン」→重層的回収実施のため行政による収集
- ※ 「廃プラスチック」→将来の技術革新による「資源化」「燃料化」等の施策に
対応

(2) ごみ処理有料化について

① ごみ袋の指定

- ・排出者相互の負担公平確保のため、一定量を超える多量排出者については有料とし、排出量に応じた適正な処理コストを求める。
- 各家庭に可燃ごみ用袋を年間80枚、不燃ごみ用袋を年間40枚を無料配布、単身世帯は小（20リットル）、2人以上の世帯は大（40リットル）とし、配布枚数を超えた場合は有料とし、単価はごみ処理コスト（平成4年度34円/kg）を反映し、小85円、大170円とする。

【平成7年4月1日から指定ごみ袋制度開始】

② 粗大ごみ収集体制の変更

- ・申込みによる戸別収集
- ・資源化への動機付けを高める、廃家電製品を中心とした事業者の下取り促進のため一定の負担を求める。→一律500円（粗大ごみの重量、容積ということではなく、運搬経費の一部負担という考え方）
- ・粗大ごみの定義として、1辺が40cm以上又は3辺合計90cm以上のもの

【平成7年4月1日から粗大ごみの戸別収集及び有料化開始】

③ 搬入手数料の改定

- ・事業系ごみについては、事業者処理責任の原則を踏まえ、処理に要する経費を適切に反映した形で処理手数料を設定する必要がある。
- ・近隣市町村と比較し、低く設定されているため、処理コストや近隣市町村の状況を勘案した料金とするよう求める。

【平成6年度300kgまで無料、100kgごとに300円→

平成7年度10kgまで無料、10kgまでごとに100円】

(3) リサイクルの推進について

① 集団資源回収の促進

- ・自治会、衛生区単位の集団資源回収の実施率が87%であるため、自治会未加入者を含めてすべての住民が資源を出せる場の確立
- ・ビン、缶を濯ぐこと、色別に分けることなど、分別の精度の向上を図る。
- ・新たに、ペットボトル、牛乳パック、廃食油の回収を提案

【ペットボトルは平成7年4月から、飲料用紙パックは平成8年10月から資源回収品目に追加】

② 減量協力店制度【平成7年度から制度導入】

③ リサイクル展示場の設置

【粗大ごみとして出された主に家具類の内程度の良い物を展示し、欲しい方に無料で差し上げるリサイクル展示場を平成7年9月から開設】

④ 堆肥化装置の普及拡大→助成制度の再開（平成10年10月から再開）

【平成2年6月1日モニター設置（100世帯を対象。平成5年3月31日終了）し、平成4年4月1日から購入に対する助成金交付を実施したが、この要綱は時限立法のため平成9年3月31日で終了。また、平成6年11月1日から、特定微生物を利用したEM処理器のモニター設置（200世帯を対象）し、2箇年（平成8年3月31日）で終了】

⑤ 空き缶・空きビン回収用ポストの設置

子供を中心としたリサイクル啓発活動と散乱ごみ防止対策

【平成7年12月に市内3箇所の事業所（扇屋ジャスコ・ノア店、スーパーかわた、コープのだ生協川間店）に空き缶回収機を設置し、缶を投入するとチケットが出るようにし、チケットを集めた方にプレゼントを差し上げる。】

⑥ 企業向けリサイクルシステムの構築

機密文書リサイクルルートの構築等

【機密文書リサイクル業者を紹介するとともに、平成9年6月に事業所向けパンフレットを作成し、商工会、工業団地会に配布】

(4) 廃棄物減量等推進員について

【平成8年4月1日から「野田市廃棄物減量等推進員」制度を導入】

・これまでの取組状況から、五つの事業を推進する役割を担うことを位置付け。

- 1) 資源再生利用運動の推進
- 2) 環境美化運動の推進
- 3) 衛生害虫撲滅の推進
- 4) 地区内の不法投棄の監視、市への通報
- 5) 市の住民啓発事業への協力

(5) 清掃事業にかかる住民啓発について

① 説明会等の実施

・指定ごみ袋制度及び粗大ごみの有料化制度等について、地区座談会と称し、市役所、各公民館等で自治会・衛生区単位に説明会を実施した（合計で約1,700名の市民参加）。また、平成6年11月18日及び平成7年1月25日に、チラシを新聞折り込みにより配布した。

② 平成7年3月

- ・平成7年度分の「野田市指定ごみ袋引換券」を野田市に2月末日現在住民登録している世帯主宛に送付
- ・4月～6月、7月～9月、10月～12月、1月～3月の4期に分かれている券で、1期当たり可燃20枚、不燃10枚の引換券
- ・1人世帯は、20リットル用、2人以上の世帯は40リットル用

【平成 7 年度】

- 1 平成 7 年 4 月 1 日から
 - ・指定ごみ袋制度及び粗大ごみの有料化制度実施
 - ・資源回収品目に「ペットボトル」を追加

【平成 8 年度】

- 1 平成 8 年 4 月 1 日
 - ・野田市廃棄物減量等推進員委嘱（１７１名）
- 2 平成 8 年 5 月
 - ・「野田市廃棄物減量等推進員地区代表者会議」へ『ごみ出しルールの見直し』についての検討を依頼
- 3 平成 8 年 5 月～ 7 月
 - ・地区座談会により市民の意見を集め、地区連絡会で集約
- 4 平成 8 年 8 月～ 10 月
 - ・代表者会議において、各地区連絡会において集約された市民の意見について討議
- 5 平成 8 年 10 月
 - ・資源回収品目に「飲料用紙パック」を追加
 - ・「野田市廃棄物減量等推進員地区代表者会議」から『ごみ出しルールの見直し』についての意見書の提出

《意見書の反映結果》

- 1) 夏場対策（生ごみは毎回出したい。）として可燃ごみ袋を 10 枚増量
【平成 9 年度から実施】
- 2) 可燃・不燃のごみ袋の枚数（割合）は、個人に委ね、年間引換（4 半期に分けない）
【平成 9 年度から 1) の対応を兼ね、10 枚券 11 枚、20 枚券 1 枚の合計 130 枚分の野田市指定ごみ袋引換券を送付し、引換券単位で可燃・不燃を選択できるようにした。ただし、20 枚券は 1) の夏場対策であるため、可燃用のごみ袋と引き換えるように指導】
- 3) 指定ごみ袋制度の公平を図るため、世帯人数によって指定袋の大きさを考慮
【平成 9 年度から単身者 20 リットル、2 人から 4 人まで 30 リットル、5 人以上 40 リットルに変更】
- 4) ごみの減量努力（余った袋）に対する報奨制度の導入
【平成 9 年度から余った野田市指定ごみ袋引換券に対し還元制度を実施】
（10 枚券 1 枚当たり、再生トイレトパーパー 1 パック（12 ロール入）と交換）

- 5) 「高齢者・障がい者」「乳幼児」の紙おむつ対策
【平成9年度から、高齢者や障がい者で常時おむつを使用している方で「おむつ手当」を受給している方に対し、年間60枚分の引換券を交付。また、1歳未満の乳幼児に対しては、出生届または転入届をした時に、30枚分の引換券を交付】
- 6) 袋をより強度に。
【袋の厚みを増すことになり、焼却場における熱カロリーの問題が生じるため、現状で対応（変更無し）。ただし、破れる原因が庭木の剪定屑によるものが主であると考えられるため別途対策（12）】
- 7) 記名欄の位置
【現状維持とする。】
- 8) 可燃・不燃袋の区別の明確化
【平成8年度までは、可燃が緑、不燃が青の文字であったので、区分を明確化するため、平成9年3月作成分から可燃の文字を赤とした（緑の文字の可燃用袋も使用可）。】
- 9) 発泡スチロールトレイ・牛乳パックの資源回収品目への追加
【牛乳パックについては、平成8年10月から「飲料用紙パック」として資源回収品目に追加。発泡スチロールトレイについては、容器包装リサイクル法において平成12年度から取扱品目となるので、容器包装リサイクル法に合わせて対応予定】
- 10) 不法投棄に対する一層の取締強化と24時間留守番電話による通報制度の導入
【平成9年度から実施】
- 11) 指定ごみ袋以外は収集しない。
【可燃ごみについては、衛生上の問題があり徹底することは難しいが、基本的には指定ごみ袋以外は収集しない。】
- 12) 庭木の剪定屑に対する考慮
【平成9年度から粗大ごみとして処理する場合に、粗大ごみ処理券1枚で処理できる量を1束から2束に変更】
- 13) カラスや猫などによるごみ散乱対策としてネット又はシートの配布
【平成9年度から道路上でない集積所に対し、地域の推進員からの希望によりネットを配布】
- 14) 犬の放し飼い、フンの散乱及びタバコ、空き缶のポイ捨てなどに対する取締条例の制定
【罰則を定めない理念条例として『野田市環境美化条例』を平成9年5月1日施行。なお、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第16条「投棄禁止」条項において「何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない。」と規定されており、罰則として第2

6条（特別管理廃棄物及び政令で定める廃棄物）で1年以下の懲役又は100万円以下の罰金とされ、また、27条（16条の規定に違反して廃棄物を捨てた者、第26条に規定する廃棄物を除く。）において、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金が規定されており（ポイ捨て程度に対しての適用は考えられない。）、更に道路交通法第76条「禁止行為」第4項第5号「前号に掲げるもののほか、道路において進行中の車両等から物件を投げること。」を受けて第120条の罰則において5万円以下の罰金が課せられている。】

15) モラル・マナーの向上を図る啓発

【市報等により啓発に努める。】

16) 衛生区の世帯数により、担当推進員の人数の増加

【平成9年4月1日から推進員の人数を次のようにした。】

世 帯 数		推進員の人数
1世帯以上	300世帯以下	1人
301世帯以上	500世帯以下	2人以内
501世帯以上	800世帯以下	3人以内
801世帯以上	1, 100世帯以下	4人以内
1, 101世帯以上		5人以内

【平成9年度】

1 平成9年6月1日

- ・粗大ごみ戸別収集手数料の改定

【1個、1束又は1セットにつき500円→1個、1束又は1セットにつき520円】

【平成10年度】

1 平成10年4月1日

- ・搬入手数料の改定

【10kgまで無料、10kgまでごとに100円→10kgまで無料、10kgまでごとに150円】

2 平成11年2月

- ・「野田市廃棄物減量等推進員地区代表者会議」において、剪定枝、落ち葉及び草の有効利用について検討し、『堆肥化』による利用が有効であるとの提言を受けた。

【背景】

ごみ排出量が指定ごみ袋制度導入当初に比べ、年々増加傾向にある。その要因の一つに、ごみとして排出される剪定枝、落ち葉及び草の増加が考えられる。これは、従来から家庭等でのごみ焼却については抑制を呼び掛けていたところであるが、ダイオキシン問題により家庭等でのごみ焼却についての住民意識が高まる一方、12万本植

樹事業を始め緑を増やす事業が展開され、ごみとして排出される剪定枝、落ち葉及び草が増加している。

【平成 1 1 年度】

1 平成 1 1 年 7 月

- ・「野田市廃棄物減量等推進員地区代表者会議」において、ごみ排出量の増加について検討し、ごみ出しルールを徹底すべきであるとの提言を受けた。（→ 1）分別 2）袋の縛り方 3）記名を重点的に、平成 1 2 年 4 月からルール違反ごみの取り残しを強化する。）

2 平成 1 1 年 9 月

- ・剪定枝等堆肥化施設整備費予算化（9 月議会補正）

【目的】

剪定枝、落ち葉、刈草などの廃棄物減量及び農業面での有効利用

【処理施設】

処理概要：枝と雑草類の 2 ラインに分けて粉碎、細断してストックヤードに半年程度集積して堆肥化

処理能力：4. 9 t / 日

【平成 1 2 年度】

1 平成 1 2 年 4 月

- ・「野田市堆肥センター」が稼働

剪定枝、落ち葉、刈草などを堆肥化する施設

- ・「みどりの収集受付」を開始

市内の住宅敷地から発生する剪定枝、落ち葉、刈草などを申込制により無料で回収し、「野田市堆肥センター」へ搬入する業務（受付業務及び収集運搬業務は業者委託）

- ・「ルール違反ごみ取り残し」の強化

1）分別

2）袋の縛り方（袋自体で縛るか、袋の口をひもで縛る。）

3）記名

指定ごみ袋以外のごみ袋で排出されたごみの取り残しは徹底していたが、特に上記 3 点を重点的項目とし、ルール違反ごみの取り残しを強化、徹底

【平成 1 3 年度】

1 平成 1 3 年 4 月

- ・家電 4 品目（冷蔵庫・洗濯機・エアコン・テレビ）について粗大ごみから除外
→ 家電リサイクル法による対応

2 平成13年12月

- ・廃棄物減量等推進員（地区代表者）による市内不法投棄パトロールの開始

【平成14年度】

1 平成14年9月

- ・廃棄物減量等推進員地区代表者会議による指定ごみ袋形状変更の検討開始

2 平成14年11月

- ・廃棄物減量等推進員地区代表者会議において指定ごみ袋の形状変更を決定

3 平成15年1月

- ・新指定ごみ袋発注（物品購入契約）

4 平成15年3月

- ・各取扱店へ随時新指定ごみ袋の納品を開始

【平成15年度】

1 平成15年4月

- ・指定ごみ袋の形状を変更し、取手付きとした。

2 平成15年6月6日

- ・関宿町と合併。ごみ出しルールは、野田方式とする。

3 平成15年7月

- ・21日の「海の日」から、祝日のごみ収集を開始。併せて、土曜日、日曜日及び祝日の市施設への搬入を中止した。

4 平成15年10月

- ・資源有効利用促進法に基づく家庭用パソコンのリサイクルが開始され、市施設では原則として家庭用パソコンは受け入れないこととする。ただし、生活保護者、児童扶養手当・特別児童扶養手当受給者、父子家庭等支援手当受給者、老齢福祉年金受給者については、減免申請（無料収集）により対応することとした。

【平成16年度】

1 平成16年4月

- ・剪定枝、落ち葉及び草の収集（受入）基準の改正

剪定枝の太さの基準（直径20cm以下）をなくし、長さの基準を1mから2m以下に変更。落ち葉・草の1個（袋）の基準を80ℓから40ℓに変更。併せて、剪定枝、落ち葉及び草の1回当たりの収集制限をなくし、申込量を全て回収とする。

2 平成16年7月

- ・医療機関から排出される「非感染性の紙おむつ」について、市施設で受け入れることについて医師会と協議し、8月から受け入れ開始する。

3 平成16年7月

- ・高齢者、障害者世帯の「ごみ及び資源」について戸別収集開始

高齢者、障害者世帯のごみ及び資源について、無料戸別収集を開始する。65歳以上の高齢者のみの世帯又は障害者のみの世帯でごみ出しが困難であり、戸別収集の必要のある人を対象とする。

- ・10月1日から、関宿支所に空き缶回収機を設置

空き缶回収機の記念品を、従来の図書券・文具券から文具セット（ノート2冊、鉛筆2本、消しゴム1個）に変更する。

4 平成16年9月

- ・不法投棄の著しい個所をカメラにより監視する、「不法投棄監視システム」を設置する。

5 平成16年10月

- ・関宿支所に空き缶回収機設置

- ・空き缶回収機の記念品変更「図書券・文具券（500円）」から「ノート2冊、鉛筆2本、消しゴム1個」に変更

【平成17年度】

1 平成17年4月

- ・市施設への自己搬入は、指定ごみ袋又は透明の袋で搬入することとした。
- ・引越しや仕事の都合等で、資源物を集団資源回収に出せない方のために、毎月の最終日曜日に『臨時資源回収所』を市内2箇所に設置

2 平成17年6月

- ・廃棄物減量等推進員による不法投棄防犯パトロールの実施。市内を7地区（中央・東部・南部・北部・川間・福田・関宿）とし、各地区ごとに月5回程度実施する。

3 平成17年11月

- ・アスベスト含有家庭用品について、申込みによる無料戸別回収を実施

【平成18年度】

1 平成18年4月

- ・引越しや仕事の都合等で、資源物を集団資源回収に出せない方のための『臨時資源回収所』を毎月最終日曜日から毎月第4日曜日に変更

2 平成18年 5月

- ・廃棄物減量等推進員による市内不法投棄防犯パトロールの強化。各地区ごとに月20日間程度実施する。なお、地区代表者による不法投棄パトロールは廃止

【平成19年度】

1 平成20年1月

- ・粗大ごみ処理券の市内60店舗での販売開始

【平成20年度】

1 平成21年3月

- ・空き缶回収機の新機種への移行（ジャスコ・ノア店、マックスバリュ七光台店）。従来の発券式からポイントカード式へ。ジャスコ・ノア店は2台から1台に減

【平成21年度】

1 平成21年5月

- ・空き缶回収機の新機種への移行（スーパーかわた）

2 平成21年7月

- ・空き缶回収機の新機種への移行（関宿支所）し、市内全4箇所完了

【平成22年度】

1 平成22年4月

- ・ごみ出しルールの変更
 - 1) 化粧品のびんの資源回収への品目追加
 - 2) 剪定枝の長さの基準を2m以下から1m以下に変更

2 平成23年2月

- ・指定ごみ袋の還元制度におけるトイレットペーパーの仕様変更
指定ごみ袋引換券1枚（20、30、40リットルの各指定袋10枚分）につき、
トイレットペーパー1パック（12ロール入） ⇒ 1パック（6ロール入）

3 平成23年3月

- ・3月定例市議会にて「野田市新不燃物処理施設建設工事請負契約の締結」議案が可決
工事施工者 極東開発工業株式会社、平成25年度当初稼働予定を目指し、工事の実施設計や関係諸機関との協議調整を開始する。

【平成 2 3 年度】

1 平成 2 3 年 4 月

・ごみ出しルールの変更

1) 電子レンジは、前扉をはずさずに資源物として回収可能になる。

2) 乳白色のペットボトルは、不燃ごみ

2 平成 2 3 年 6 月

・不法投棄パトロールと啓発パンフレット「ごみの出し方・資源の出し方」の今後の在り方等について検討を開始する。

廃棄物減量等推進員代表者会議にて、部会を設置し具体的な検討を開始することが決まる。

《参考資料》

野田市廃棄物件量等推進員の委嘱状況

各年度末現在

年 度	委嘱者数	団体数（自治会数）
平成 8 年度	2 4 7	2 4 6
平成 9 年度	2 6 2	2 4 5
平成 1 0 年度	2 6 8	2 4 9
平成 1 1 年度	2 6 7	2 4 8
平成 1 2 年度	2 8 0	2 5 5
平成 1 3 年度	2 8 1	2 5 5
平成 1 4 年度	2 8 7	2 5 8
平成 1 5 年度	3 5 8	3 2 8
平成 1 6 年度	3 6 1	3 3 1
平成 1 7 年度	3 6 9	3 3 7
平成 1 8 年度	3 7 3	3 4 0
平成 1 9 年度	3 8 0	3 5 1
平成 2 0 年度	3 8 6	3 5 4
平成 2 1 年度	3 8 9	3 5 1
平成 2 2 年度	3 9 4	3 5 3

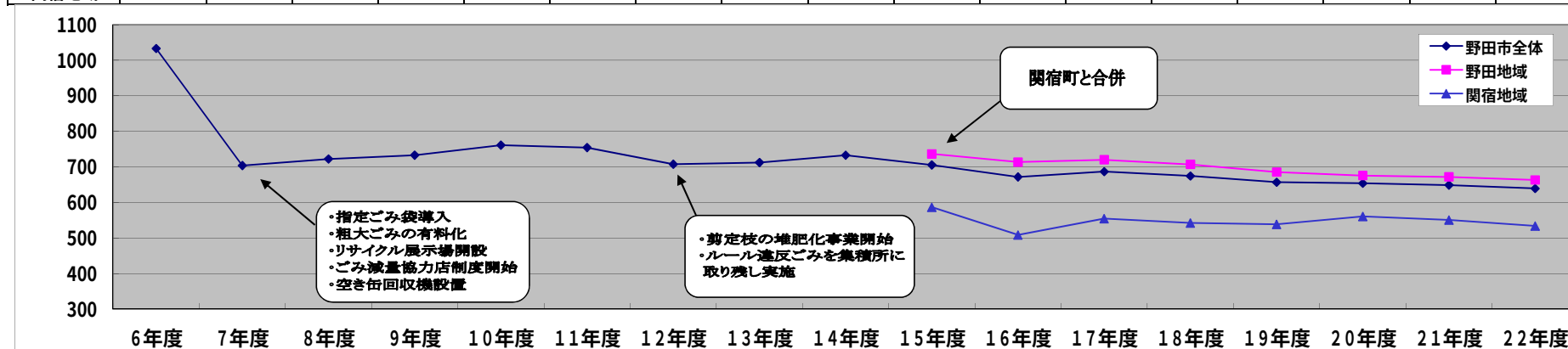
※ 団体数（自治会数）には文書配布団体を含む。

平成6年度からの市民一人一日当りのごみ排出量の推移(可燃・不燃)

※ このグラフは1年間に市内から排出される可燃・不燃ごみの総量（野田地域は清掃工場に、関宿地域は関宿クリーンセンターに搬入された量）を一人一日当りに割った数字（ごみの総量
÷人口（4月1日現在）÷365（日））です。

(単位:g)

年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
野田市全体	1033.38	704.01	722.46	733.09	761.30	754.56	707.62	712.60	733.01	705.64	671.87	686.79	674.40	656.87	653.85	648.96	639.24
野田地域										736.32	713.67	719.98	706.96	685.39	675.82	671.75	663.23
関宿地域										586.69	508.56	554.73	542.51	538.39	560.67	550.77	533.99



(1) 平成6年度は、一人一日当たり1033.38グラム排出していたところ、指定袋制などルール改正により、7年度は、704.01グラムと約31%の減量となり、その後、10年度まで微増傾向が続きましたが、12年度には剪定枝や草などを堆肥にすることやルール違反ごみの取り残しなどにより再び減量となり、15年度に旧関宿町と合併するまでは、ほぼ横ばいで推移しています。

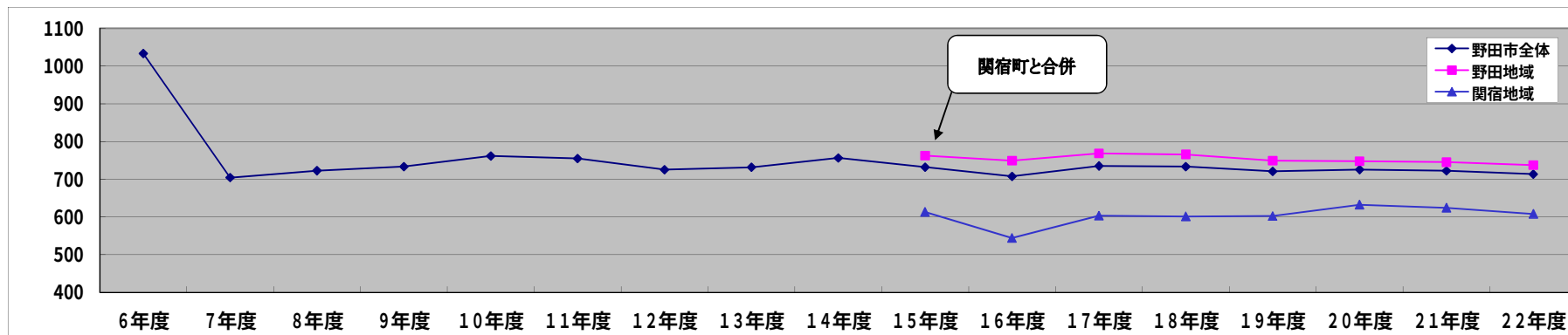
野田地域は平成15年6月の関宿町との合併以降、減少傾向となっています。また、関宿地域の方が野田地域より、129.24グラム（平成22年度）少なくなっています。

平成6年度からの市民一人一日当りのごみ排出量の推移 (可燃・不燃・剪定枝)

(1) このグラフは、「資料2-2」の総排出量に剪定枝等の処理量を加えたものを、一人一日当たりに割った数字です。

(単位:g)

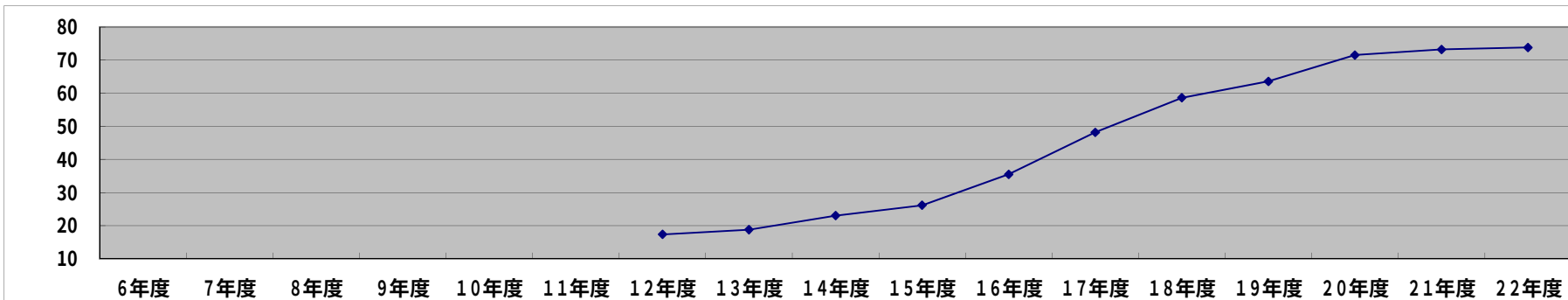
年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
野田市全体	1033.38	704.01	722.46	733.09	761.30	754.56	724.93	731.36	756.03	731.80	707.35	734.95	733.05	720.47	725.37	722.21	713.08
野田地域										762.48	749.15	768.14	765.60	748.99	747.34	744.99	737.07
関宿地域										612.84	544.04	602.89	601.15	601.99	632.19	624.01	607.84



平成12年度からの市民一人一日当りの剪定枝等の処理量の推移

(単位:g)

年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
(g/日)							17.32	18.75	23.02	26.16	35.48	48.16	58.64	63.60	71.52	73.25	73.84

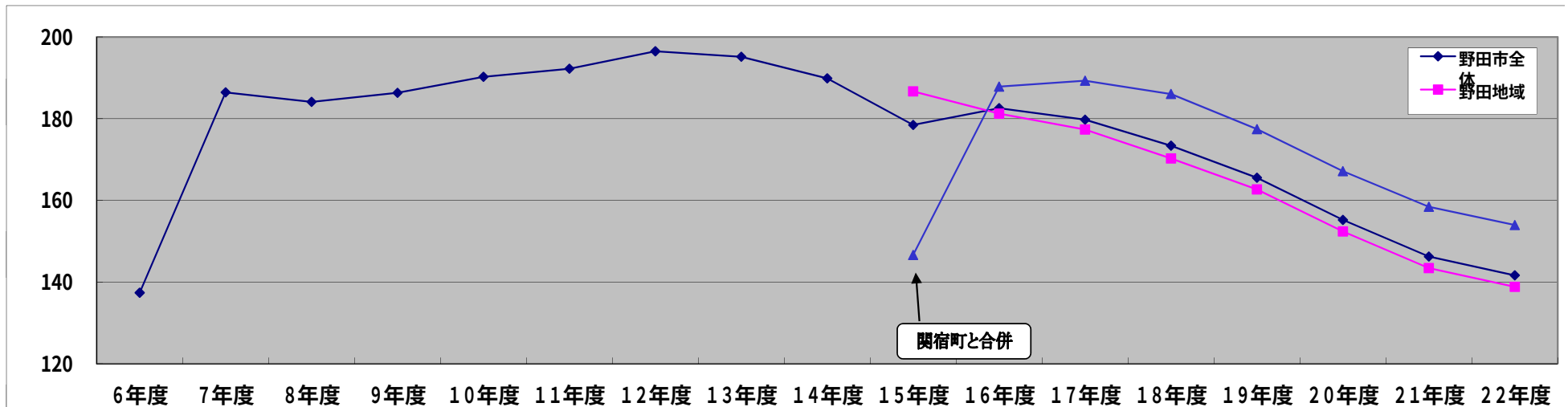


(1) 野田市では、平成12年度から従来、可燃ごみとして収集処理していた剪定枝、落ち葉、草等を堆肥化することでごみの減量と資源化を図っています。

平成6年度からの市民一人一日当りの資源回収量の推移

(単位:g)

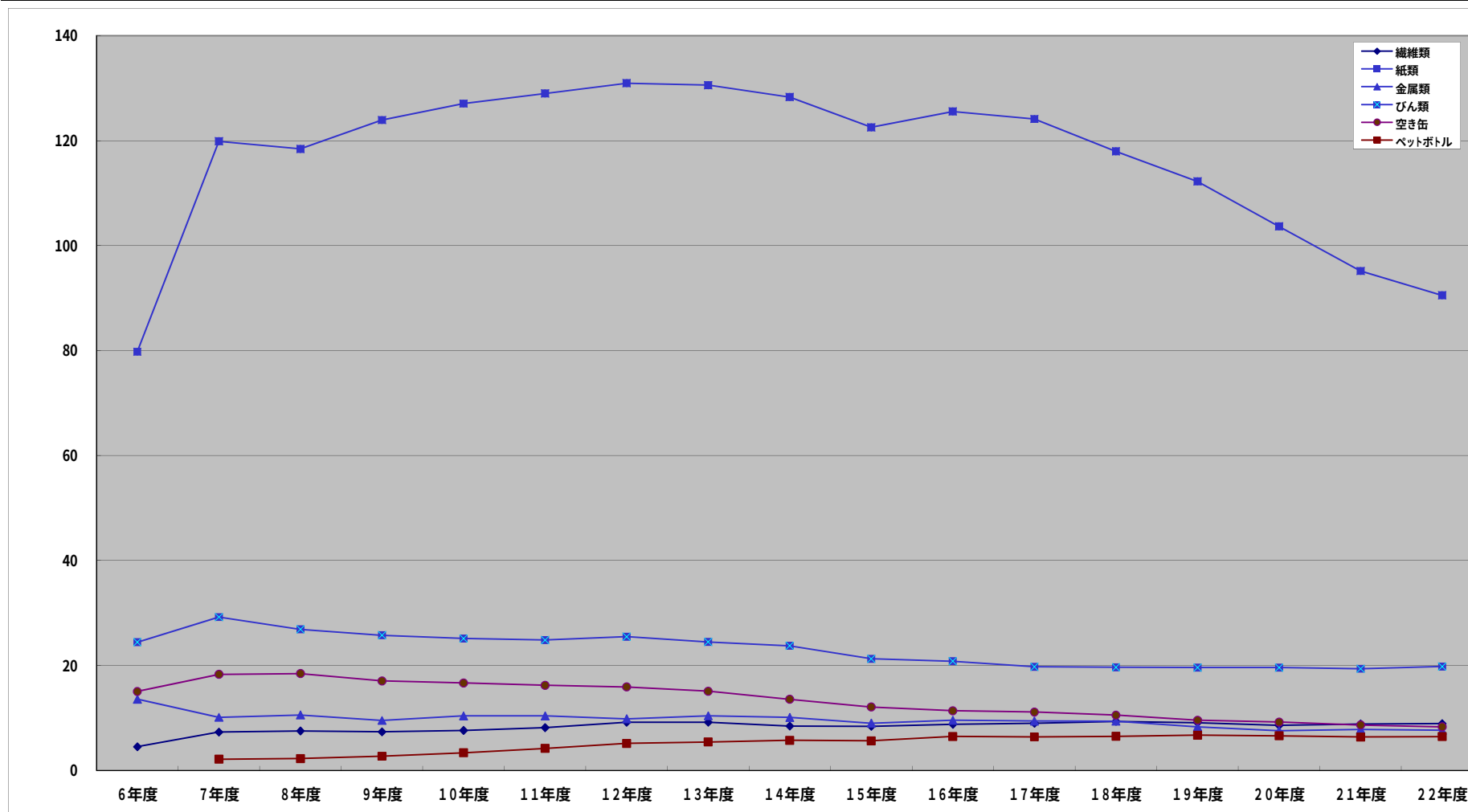
年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
野田市全体	137.38	186.44	184.11	186.33	190.24	192.23	196.50	195.16	189.87	178.47	182.57	179.75	173.38	165.54	155.21	146.24	141.63
野田地域										186.68	181.23	177.35	170.25	162.68	152.40	143.41	138.82
関宿地域										146.64	187.84	189.29	186.04	177.42	167.15	158.42	153.97



平成6年度からの市民一人一日当りの資源回収量の推移(品目別)

(単位:g)

年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
繊維類	4.52	7.30	7.52	7.35	7.62	8.15	9.19	9.18	8.45	8.40	8.80	8.99	9.35	9.10	8.57	8.85	8.91
紙類	79.78	119.88	118.42	123.93	127.06	128.98	130.95	130.58	128.31	122.55	125.56	124.12	117.96	112.23	103.66	95.17	90.53
金属類	13.59	10.12	10.57	9.52	10.38	10.38	9.83	10.41	10.09	9.00	9.55	9.40	9.38	8.32	7.57	7.82	7.64
びん類	24.44	29.22	26.89	25.75	25.14	24.84	25.48	24.47	23.74	21.27	20.81	19.74	19.66	19.60	19.60	19.37	19.79
空き缶	15.05	18.30	18.46	17.06	16.67	16.21	15.91	15.10	13.55	12.09	11.37	11.12	10.53	9.57	9.22	8.65	8.31
ペットボトル		2.14	2.25	2.71	3.36	4.20	5.14	5.43	5.73	5.64	6.48	6.39	6.50	6.71	6.60	6.38	6.45



可燃ごみ組成割合 (平成22年度)

野田地域		(重量・割合の多い順)	
品目	重量	割合	
紙類	327.23 g	59.05 %	
プラスチック類	75.09 g	13.55 %	
その他	40.40 g	7.29 %	
布類	37.63 g	6.79 %	
厨芥類	35.52 g	6.41 %	
木・竹・ワラ類	28.21 g	5.09 %	
金属類	3.27 g	0.59 %	
セトモノ・石・砂	3.10 g	0.56 %	
ゴム・皮革類	2.33 g	0.42 %	
ガラス類	1.39 g	0.25 %	
	554.16	100	

関宿地域		(重量・割合の多い順)	
品目	重量	割合	
紙類	232.53 g	53.20 %	
その他	43.75 g	10.01 %	
プラスチック類	41.74 g	9.55 %	
木・竹・ワラ類	39.64 g	9.07 %	
厨芥類	38.59 g	8.83 %	
布類	21.59 g	4.94 %	
セトモノ・石・砂	15.56 g	3.56 %	
金属類	2.23 g	0.51 %	
ゴム・皮革 類	1.31 g	0.30 %	
ガラス類	0.13 g	0.03 %	
	437.08	100	

(1) 可燃ごみの組成割合です。

組成割合では、紙が最も多く野田地域では、59.05%であり、不燃ごみの分類である、プラスチック類、金属類、ガラス類、セトモノ・石・砂の合計が14.95%となっています。関宿地域では、53.20%であり、不燃ごみの分類である、プラスチック類、金属類、ガラス類、セトモノ・石・砂の合計が13.65%となっています。可燃ごみの大半は紙類で占めています。

(2) 野田地域と関宿地域を比較すると、野田地域は紙類の排出量に、一人一日当りで約5.8ポイント、94g程高くなります。仮に野田地域を関宿地域の水準に合わせると、年間4千4百トンの程度のごみの減量が見込まれます。

焼 却 施 設 概 要

(1) 野田市清掃工場

- 所在地 三ツ堀 356 番地の 1
- 建物規模 建築面積 3,013^m2 延床面積 5,339^m2
- 竣工 昭和 60 年 2 月
- 施設規模
 - 焼却能力 145 t／日 (72.5 t×2 炉)
 - 破碎能力 15 t／5 h
 - 建設場所 三ツ堀 356 番地の 1
 - 敷地面積 37,528^m2 (利用面積 20,551.11^m2)
- 主要項目
 - 炉形式 ストーカ方式
 - ごみピット容量 1,500^m3
 - 灰ピット容量 122.5^m3

(2) 野田市関宿クリーンセンター

- 所在地 古布内 1940 番地の 1
- 建物規模 建築面積 1,471^m2 延床面積 2,304^m2
- 竣工 平成 3 年 7 月
- 施設規模
 - 焼却能力 40 t／日 (20 t×2 炉)
 - 処理能力 14 t／5 h (不燃ごみ・粗大ごみ)
 - 破碎機形式 5 t／5 h (横型衝撃機)
 - 1 t／5 h (せん断式破碎機)
 - 建設場所 古布内 1940 番地の 1
 - 敷地面積 15,744^m2 (利用面積 9,000^m2)
- 主要項目
 - 炉形式 流動床式 (准連続燃焼式)
 - ごみピット容量 400^m3

中里上自治会との協議の経緯

《新清掃工場建設が喫緊の課題》

野田市には、可燃ごみ焼却施設が2箇所ありますが、関宿クリーンセンターは、地元との和解により稼働期限が平成26年7月までとなっている一方、清掃工場は老朽化による建て替えが早晚必要となることから、両者を一体整備する新清掃工場の建設は、市の喫緊の課題となっております。

《現候補地白紙撤回の経緯》

野田市は、平成20年度において、関宿クリーンセンター単独の建て替えのための用地を選定しつつも、清掃工場の建て替えについても用地を探してまいりました結果、一体的に整備可能な面積の土地が市内川間地区の中里工業団地の中に見つかりました。

当該候補地の選定については、

- ①工業系用途地域又は市街化調整区域内にあること。
- ②住居系市街地や将来市街地になる区域に近隣しないこと。
- ③都市計画決定されている他の都市施設に影響しないこと。
- ④学校、保育所、病院等が敷地境界からおおむね100メートル以上離れていること、また周辺100メートル以内に住宅がないこと。
- ⑤主要な搬出入路は原則として幅員6メートル以上の舗装道路であること。
- ⑥主要な搬出入路は原則として通学路と重複しないこと、又は歩道が設置されていること。
- ⑦用地交渉の際の地権者数が少ないこと。
- ⑧運搬効率が良いこと。

という八つの選定基準を設け候補地を当たったところ、全ての基準を満たしたのが中里工業団地内の土地であり、さらに、加えて土地所有者の協力も得られる見込みが立ったということで、市としては、工業専用地域内の土地ですが、地元自治会の皆様の御理解のもとに事業化したいと考えていたことから、平成21年1月31日に地元自治会役員の方に説明をさせていただきました。

しかしながら、地元では建設反対対策協議会が組織され、自治会との連名で「ゴミ焼却工場建設計画に反対する申し入れ書」や「質問書」、「反対署名」などが相次いで市に提出されました。

市としては、地元の中里上自治会の御理解がいただけるよう、役員の皆様との意見交換などを継続して実施し、質問等にもその都度丁寧に回答するなど、誠意を持って対応してまいりました。

なお、周辺環境への影響等については、現時点では、環境基準をクリアす

ることを前提に清掃工場を建設するとしか答えられない状況であることを繰り返し説明してまいりましたが、話合いの過程において、地元自治会からは、市の説明では納得できないという指摘がなされました。

市としては、環境影響調査に一番大切なのは機種選定であることから、機種を決めてしまうと業者が絞られてしまい、公平性や透明性が妨げられる可能性があることから、まずは、地元自治会の皆様が不安視していた環境について現況調査をさせていただき、その結果を踏まえて具体的な話合いをさせていただきたいと説明し理解を求めてまいりました。

しかしながら、調査を実施することとなると建設に合意することとなるので止めて欲しいとの申出があったことから、地元自治会の意向を尊重し、結果として現況調査の実施には至りませんでした。

このように、市としては、中里上自治会に対して誠意を尽くして対応してまいりましたが、結果的に地元自治会の理解は得られず、平成23年1月15日の話合いにおいて「現候補地は1度白紙撤回し、現候補地を含めた市内全域から、改めて新清掃工場の建設候補地を選定していく」ということを申し上げたところです。

【参考】市議会議事録

平成21年 3月定例会《市政一般報告：H21. 3／3》

次に、清掃事業について申し上げます。野田のごみ処理事業は、三ツ堀にあります清掃工場と、古布内にあります関宿クリーンセンターで運営しております。関宿クリーンセンターについては、平成20年の地元との和解により稼働期限の平成26年7月までに新たな施設を建設しなければならない状況にあります。

一方、清掃工場については、これまでも答弁しておりますとおり、定期的な修繕や点検を実施することにより、現状では問題なく運転管理されております。このことについては、平成20年3月に報告のあった精密機能検査によりまして本施設は、稼働を開始して23年を経過しているものの、設備、装置の状況がおおむね良好であることに伴って、適切なごみ処理を行っており、処理によって公害が生じることを防止していることが確認されたと総括されて証明されております。

しかしながら、同報告書の総括では、あわせて今後とも良好なごみ処理事業を遂行していくためには、点検整備及び修繕費用の確保が必要であるとされております。実際、良好に事業を遂行していくために、例えば19年度決算で1億9,000万円、20年度決算見込みで1億8,000万円と多額の経費がかかっていることも事実であります。この多額の維持管理費に加え、建設後、長期間が経過していることもあり、早晚建てかえが必要になると予測されます。そこで、総合計画においても清掃工場の施設整備のあり方など対応策を幅広く検討するとしております。

このような状況の中で、平成20年9月議会で答弁した関宿クリーンセンター単独の建てかえのための用地を選定しつつも、清掃工場の建てかえについても用地を探してまいりました。最近になり一体的に整備可能な面積の土地が中里工業団地の中に見つかりました。工業専用地域内の土地ではありますが、地元自治会の皆様の御理解のもとに事業化したいと考えており、現在、地元自治会役員の方に説明をしているところであります。

平成21年 6月定例会《市政一般報告：H21. 6／9》

次に、新清掃工場につきまして、3月議会で、清掃工場と関宿クリーンセンターを一体で整備できる土地が工業専用地域である中里工業団地内に見つかりましたので、地元自治会の皆様の御理解のもとに事業化したいと考えて、地元自治会役員の方に説明しているところでありますと報告いたしました。その後、地元自治会の役員の交代がありましたが、自治会総会などで自治会員全体に話をおろしていただきました。他市を含め、過去のごみ処理施設の建設の例からしても予想されたところでありますが、自治会からは反対であるとの意思表示がなされ、5月1日に自治会長とゴミ焼却工場建設反対対策協議会委員長の連名で「中里地区のゴミ焼却工場建設計画に反対する申入書」が提出されました。

反対の理由として、周辺住民の健康問題、周辺の農作物への影響、交通渋滞による騒音、振動及び排気ガス、建設用地選定の不明朗さ、市当局の姿勢への不満ということが挙げられております。市としては、工業専用地域であり、立地が可能であることを改めて説明するとともに、それであっても地元の御理解のもとで建設したい旨お話しし、反対理由として挙げられている点について改めて御説明することをお約束いたしました。申入書の反対要旨に対する回答書については5月29日に届けたところであり、後日日程を調整し、自治会役員及び対策協議会委員長に説明する予定であります。今後とも理解が得られるよう、地元自治会と話し合いを続けてまいりたいと考えております。

平成21年 9月定例会《市政一般報告：H21. 9／11》

次に、新清掃工場建設については、清掃工場と関宿クリーンセンターを一体で整備できる土地として市が考えております中里の工業団地内の用地について、地元自治会から反対の意思表示がなされたため、理解を得られるよう話し合いを続けてまいりたいと、さきの議会で答弁をいたしました。その後、6月26日に中里上自治会長及びごみ焼却場建設反対対策協議会長の連名で、中里地区のごみ焼却場建設計画に反対する再申入書が提出されました。その際、市からの5月29日付の回答では納得できないので、質問は後日改めて文書化して提出するとのことでありました。また、市としては、まずは地元自治会に説明をしようと申してまいりましたが、川間地区自治会連合会より新清掃工場建設計画についての説明を求められましたので、7月16日に川間公民館にて川間地区の自治会長を対象に説明会を開催し、15自治会から19名の御出席をいただきました。市から計画について説明を行い、活発な議論をしていただき、御理解をいただけるようお願いをいたしました。今後もまず地元自治会の御理解をいただけるよう話し合いを続けたいと考えております。

平成22年 3月市議会《市政一般報告：H22. 3／3》

新清掃工場建設については、市としての用地選定の考えは説明しておりますが、地元自治会からは予定地への建設計画が白紙撤回されなければ話し合いに入れないということで議論がとまっております。入り口でとまっている現状を考え、まずは地元自治会の皆様が不安視しております環境について調査するための環境アセスメントの手続に入らせていただこうと考えております。

平成22年 9月市議会《小倉妙子議員の一般質問に対する市長答弁》

新清掃工場の関係でございますけれども、まず中里の自治会との話し合いの経過でございますが、清掃工場についてそもそも我々が検討のスタートに入らなくてはいけなくなりましたのは、関宿クリーンセンターの稼働期限が決められてしまったということでございます。このことによりまして、稼働期限が迫ってきておりますので、この対応が必要である。また、現状では問題なく運転

されておりますが、野田の福田にございます清掃工場についても老朽化が進んでおると。そんな中でございまして、この清掃工場をこのまま放置するという形の中で置いておきますと、施設の整備には時間がかかりますので、それがあるとき突然動かなくなってしまうと、動けなくなってしまうということはパニックになってしまいます。したがって、相当前のほうからこの検討に入らなくてはいけないという形で検討させてきていただいたわけでございます。これまでも議会で答弁をさせてきていただいたとおりの理由によりまして、中里のあそこにあります工業団地、その中にありますトステムの工場の跡地、今空地になっておりますが、そのところを選定いたしまして、私どもといたしましてはここでの関宿のクリーンセンター、それから野田の清掃工場、これの一体整備を考えようということで原案として考えたわけでございます。当然地元の話と議会に対する説明等々がございます。市民に対する説明というのもございます。これについての順番を考えたときに、地元は何もお断りをしないままというのは、これは一番いけないということでございますので、まずは地元の皆様方にお話をさせていただいたということでございます。それが21年1月31日でございまして、中里上自治会の正副会長に対しまして中里工業団地内にありますトステム株式会社の工場跡地を新清掃工場の用地にしたいということを考えておりますので、今後協議をさせていただきたいということでお願いをいたしましたところでございます。

それで、1月31日にお願いをいたしましたのが正副会長、我々といたしましては自治会の役員の皆様方に説明をさせていただきたい、また中里の正副会長さん方も我々だけの判断ではということでございまして、自治会の役員の方への説明会を2月21日に開いております。三十余名の役員の皆さん方がおいでいただきまして、地元の自治会館で説明をさせていただいております。3月10日には、実は2月21日の説明会の際に意見が出ておりまして、稼働期限を明示すること、清掃工場の建てかえは市内各地で順番につくるべきである、地元のメリット、周辺道路の整備、これは渋滞対策を明示すべきだというような御意見、御質問があったわけでございますが、これに対して3月10日に市の考え方を文書化して、自治会の皆様と自治会館でもう一度お話し合いをさせていただいたわけでございます。市議会には、こういう形でやってまいりまして3月10日の話まで今申し上げましたが、3月議会の中で市政一般報告、この中で今度は地元とそういう話をしているにもかかわらず、市議会に全然御説明をしないというのは、これはいかぬだろうということがございまして、3月の市政一般報告で最近になり一体的に整備可能な面積の土地が中里工業団地の中で見つかりましたと。地元の自治会の皆様方の御理解のもとに事業化したいと考えており、現在地元自治会役員の方に説明しているところでございますということで、初めて議会のほうに説明をさせていただいたところでございます。5月1日になりまして、建設計画反対の要旨を記しました中里地区のごみ焼却工場建設計画に反対する申し入れ書、これが市のほうに提出されております。これの中身についてその要旨の中では、住民の健康問題、周辺農作物への影響、交通渋滞に

対する影響、考え方でございますが、それからちょっとよくわからないのですが、用地選定の不明朗さ、恐らく何でそこが用地として決まったのだということであろうかというふうに思っております。当局の姿勢というものも問題とされておりました。そんな形の申し入れ書が提出されましたので、それに対して5月29日にそれぞれの御意見に対します市の見解も回答させていただいておるところでございます。6月議会では、地元自治会から反対であるとの意思表示がなされたこと、5月1日に自治会長とごみ焼却工場建設反対対策協議会委員長の連名で中里地区のごみ焼却工場建設計画に反対する申し入れ書が市に提出されたこと。そういうことで報告をさせていただきました。5月1日の申し入れ書の中身についてでございますが、地元建設されるということで不安でいっぱいであると。その不安を払拭すべく、真摯な態度で事態打開に向けて進んでいきたいというような形で申し入れ書が出されているわけでございます。つまり不安がいっぱいであると。その不安を払拭すべく真摯な態度で事態打開に向けてというような話で出されておる文書でございます、反対という申し入れでございます。6月26日には、さらに中里地区のごみ焼却工場建設計画に反対する再申し入れ書というのと反対の署名が提出されております。この中では、工業専用地域だから建設に対する同意は不要との観念を捨てない限り住民の理解を得ることは難しいと、こういう形で書かれております。つまり工業専用地域だから建設に関する地元同意は不要なのだよという観念を捨てない限り地元の理解は得られにくいと、得ることは難しいと、こんな形の文書でございました。7月16日になりまして、中里上自治会の役員の方が川間地区の自治会連合会内の他の自治会長への反対署名を要請したということがございました。そういう事態があったために、7月16日に実は私どものほうで川間公民館で川間自治会連合会の皆様に説明会を開催をさせていただいております。

先ほど最初に地元の皆さん方、議会、それから市民の皆さん方と、こういう話をさせていただきました。説明をしていく必要があるという話でございますが、最初に地元になさせていただきました。議会にその後市政一般報告という形の中で触れさせていただき、逐次報告をさせていただいているわけです。地元の皆様方以外の周辺の皆さん方に対しては、地元の皆さん方の御了解をいただいてから私ども説明をしたいというふうに思っておりましたが、実は中里上自治会のほうで、川間地区の自治会連合会に上の自治会も入っております。他の自治会長への反対署名の要請というのがありまして、他の自治会長から市から何も聞いていないので、混乱するよということで、市への説明会の要請がございました。こういう要請を受けまして、実は川間公民館で川間自治会連合会の皆様方に説明を行わさせていただいたわけでございます。このことと、今後ともまず地元自治会の御理解をいただけるように話し合いを続けたいと考えておりますということにつきまして、9月の市政一般報告の中でも報告をさせていただいております。ちょっと9月の市政一般報告とは前後してしましますが、8月26日には今度は具体的な話として、なぜ現清掃工場隣地に建てかえをしないのか、その明確な理由は何か、地元メリットの考え方は、ごみ収集車について

は16号と県道以外にルートがあるのかという話、そんな話。それから、周辺緑化についていかなるものか、トステムとの交渉はもう既にしてしまっているのではないかと、こんな趣旨のことが書かれましたごみ焼却工場の建設（予定）に係る質問という書面をいただきました。10月1日付で市の見解を回答をさせていただきます。

これまでの間に5月1日と6月16日には、実は自治会の役員の皆様に市役所においていただきまして、私が直接お話をさせていただいております。10月15日にも市役所においていただき、建設計画反対の署名を持参していただいたわけございまして、このときにも直接お話し合いをさせていただいております。その際に実は急いで具体的な話し合いができるようにしたいと。具体的な内容で話し合いをさせていただきたいということを私のほうから申し上げ、また我々も一步でも進みたいと思っております。これは、計画を一步でも進めるといよりも話し合いの話という意味だというふうに思っておりますが、より具体的な説明をさせていただくというお約束をいただきましたので、そのことについても昨年の12月議会の市政一般報告で報告させていただいております。地元の自治会からは、具体的な説明をする日程の御連絡がないという形の中で、10月15日の話以降そういう形になってしまいましたので、12月22日、年末でございますが、市のほうから自治会あてに話し合いを早急に開催されるよう申し入れを行いました。結果といたしまして、年が明けましてことしの1月5日付で、市当局は工業専用地域なので、合意なくしても建設可能であるとの観念を捨て、真摯な気持ちで協議をすること、これが1点目。2点目として、新清掃工場建設候補地の白紙撤回もあり得ることを前提として、市にとって建設するために都合のよい場所ではなく、本当に清掃工場として適している場所がほかにはないかを再検討することを議題とすること。3点目といたしまして、野田市新清掃工場を中里地区に建設することは、中里の住民にとって何らメリットはないと考えておりますと。市のお考えがございましたらば、つまりメリットがあるということだったら、教えていただきたい、このようなことでの、以上御了承いただけましたら、協議させていただきますという話の条件付きの申し入れ書がありました。1月31日に自治会館で役員の皆様に私どもとして説明をさせていただきました。さまざまな議論がありましたけれども、最後に結論としては建設予定地の白紙撤回がなければ話し合いにならないという形で物別れになってしまいました。3月議会では、実は私のほうで、市といたしまして用地選定の考えは説明しておりますが、地元自治会からは予定地への建設計画が白紙撤回されなければ話し合いに入れないということで議論がとまっております。入り口でとまっている現状を考えまして、まず地元自治会の皆様方が不安視している環境について調査するための環境アセスメントの手続に入らせていただきたいと考えておりますと。これは市政一般報告の中で、まずは地元の皆様方の環境への不安、これからいいますとアセスメント自体は最終的には機種が決まってくる中で、法手続にのっとなって、また県の条例の手続にのっとなってやっていくという話になりますけれども、その事前の手続として現状に対す

る不安というのがございますので、そこら辺を調査させていただきたいということで、市政一般報告に申し上げ、予算にも計上させていただいたということでございます。これに対しまして5月6日に環境アセスの実施等に関する質問がありましたので、5月28日に市の考え方を回答しているところでございます。今申し上げたような形で対応をしております。地元とよく御相談を申し上げながら、具体的な場所等について相談していきますというような話をさせていただいています。

以上がこれまでの経過でございますが、私どもとしては一生懸命御説明させていただいているつもりでございますが、相手の皆さん方にとってみれば十分ではないということであるということと、もう一つは白紙撤回が前提と。つまりゼロから、ゼロベースの話だよというような話だということとで今まで御理解をいただけないという形になっております。3月議会で議員から要望がありました建設に向けての説明会、協議の場の早急な開催をという話、それから6月議会の一般質問の中で事態を打開するため、自治会との話し合いを大切にして協議を継続することというのを受けまして、私どもといたしましては8月17日に中里上自治会長とごみ焼却工場建設反対対策協議会の委員長あてに当職みずから解決の糸口を探るため、話し合いの再開をお願いしたいということで申し上げたところでございます。6月の議会でも私が話し合いに入らせていただこうと思っておりますという話をさせていただいております。この作業をやらせていただいているということでございます。

平成22年 12月市議会《市政一般報告：H22.11／30》

新清掃工場建設については、8月17日に文書にて中里上自治会長とごみ焼却工場建設反対対策協議会委員長に対して話し合いの再開を申し入れたところ、9月23日付で文書による回答がありました。回答の趣旨は、当自治会ではあくまで白紙撤回を求めてまいる決意を固めたところであり、話し合いの申し出については建設計画の白紙撤回を市が文書で明示するのであれば当自治会として応じる用意があるとの内容でありました。建設に対する市の基本的な考え方については、従来から申し上げているとおり、あくまでも地元自治会の皆様の御理解をいただいた上で建設計画を進めていきたい旨に変わりはないことから、再度11月2日に今回出された条件に応じるべく、建設候補地は白紙であるという前提で話し合いを再開していただけるよう文書で申し入れをしたところがあります。その結果、中里上自治会より、前提条件を踏まえた上であれば市との話し合いに応じるとの回答がありましたので、日程を調整した結果、12月11日に話し合いの場を設けていただけることとなりました。

平成23年 3月定例会《市政一般報告：H23.2／28》

次に、清掃工場について申し上げます。1月15日に中里上自治会館におきまして、自治会役員及び反対対策協議会役員の方々と私との話し合いの場を設け

ていただき、現候補地は一度白紙撤回し、改めて現候補地も含めた市内全域を対象として、新清掃工場の建設候補地を選定していく旨、説明させていただきました。当該候補地の選定については、工業系用途地域、または市街化調整区域内にあること、住居系市街地や将来市街地になる区域に近隣しないこと、都市計画決定されている他の都市施設に影響しないこと、学校、保育所、病院等が敷地境界からおおむね 100 メートル以上離れていること、また周辺 100 メートル以内に住宅がないこと、主要な搬出入路は原則として幅員 6 メートル以上の舗装道路であること、主要な搬出入路は原則として通学路と重複しないこと、または歩道が設置されていること、用地交渉の際の地権者数が少ないこと、運搬効率がよいことという 8 つの選定基準を設け候補地を当たったところ、すべての基準を満たしたのが中里工業団地内の土地であり、さらに加えて土地所有者の協力も得られる見込みが立ったということで、中里上自治会との話し合いに入らせていただいた経緯からも、この土地が最適地であると考えておりますが、中里上自治会からはこの選定基準に適合する適地はほかにもあるだろうとの御意見をいただいておりますので、この 8 つの選定基準を土台としつつ、若干の必要な見直しを行った上で、中里工業団地内の土地も含めた市内全域を対象として新清掃工場の建設候補地を選定してまいりたいと考えております。

新たな建設候補地選定のための全体スキームについて申し上げますと、新清掃工場の建設のためにはごみの 3 R、発生抑制、再使用、リサイクルに対する市民全体の理解と協力が重要であり、特にごみの発生抑制は清掃工場の整備規模にも影響するものですので、全市民的な取り組みが必要と考えておりますが、この点については中里上自治会からも清掃工場の建設に当たってはもう一步踏み込んだごみ減量化をし、施設をコンパクトにすることが重要でないか。基本はごみを出さないようにすることが大切であるとの御意見もいただいております。このため新清掃工場建設について、全市民的に審議するための審議会の設置を検討しておりまして、6 月議会に設置条例案を提案したいと考えております。審議会では建設候補地の選定基準及び候補地の選定のみでなく、地元還元対策や工場の負荷を軽減するためのごみの発生抑制策など、新清掃工場建設に関する全市民的なコンセンサスを得るための審議をしていただきたいと考えております。このため審議会委員につきましても、自治会連合会、廃棄物減量等推進委員の代表のほか、市民公募委員を中心に考えておりますが、全市民的な審議とするためには、市民の代表である市議会議員の皆様にも御参加いただくことが重要と考えますので、審議会委員への議員の参加は基本的に辞退とした過去の経緯は重々承知しておりますが、例えば各会派の代表の方に御参加いただくなど御検討いただければ幸いと考えております。審議会での候補地の選定につきましても、現在のところ 2 段階での審議を考えております。第 1 段階では、複数の候補地を選定していただき、各候補地について環境アセスメントを実施後、審議会として最終的な候補地を選定していただきたいと考えております。

関宿クリーンセンターの和解に至る経緯

【事 件 名】 ごみ処理場稼働停止請求事件
 【事件番号】 平成18年（ワ）第761号
 【原 告】 古布内・桐ヶ作地区の環境を守る会こと
 関宿町ゴミ処理場建設反対期成同盟
 【被 告】 野田市
 【経 緯】

野田市は、平成15年6月に関宿町と合併しましたが、関宿町では、関宿クリーンセンターの建設にあたり、平成元年8月12日付で関宿町ゴミ処理場建設反対期成同盟委員長と当時の関宿町長との間で、「関宿町ごみ処理施設に関する公害防止協定」を締結しており、特約として同協定第11条に「ごみ処理施設の耐用年数（15年）が経過後地域の意見を尊重し、再築、増築、既存施設の延長使用をすることなく他地区へ移設する。関宿町は、施設竣工後10年以内に次期候補地を選定し、用地を確保する。」との規定があったことから、継続稼働についてこの団体（＊当時の建設反対期成同盟は古布内・桐ヶ作地区の環境を守る会として活動していた）と、平成16年3月6日から精力的に話し合いを重ねてきました。

この協議では、8年の稼働延長についてご理解をいただきましたが、守る会側としては、8年の稼働延長を認めるとしながらも、附帯条件として、8年の稼働延長を遵守できなかった場合は100億円の違約金を守る会に支払うことを明記すること、もしくは裁判所において即決和解の方法をとることとなっておりました。

これを受け、市としては、法外な違約金の額であり、即決和解については、将来の行政判断を固定化するもので、行政サイドに対する司法的介入、干渉になり、柔軟性を欠くことになることから、さきに司法判断ありきには疑義がありとして、即決和解には応じられないと判断しました。これにより、話し合いの解決には至らなかったものです。

その後、平成18年9月27日に千葉地方裁判所松戸支部に古布内・桐ヶ作地区の環境を守る会こと関宿町ゴミ処理場建設反対期成同盟、代表者委員長、知久 浩氏より稼働停止請求がなされました。請求の趣旨は、市は関宿クリーンセンターの稼働を停止せよというものでした。

裁判は、平成18年11月24日に第1回目の口頭弁論が行われ、平成20年5月23日の第10回目となる審理において、千葉地方裁判所松戸支部から和解勧告がなされたため、早期に解決することを勧案し、受け入れることとしました。

平成20年8月6日に和解が成立しましたが、和解内容は以下のとおりです。

- ・平成元年6月20日付の覚書及び同年8月12日付の協定書における合

意内容を遵守すること。

- ・稼働期限を8年間延長、市は平成26年7月14日限り稼働停止しその後可及的速やかに施設を収去すること。
- ・跡地利用について、市は現計画以外のし尿処理施設、し尿中継所、火葬場、最終処分場、集積所、その他廃棄物処理施設は一切建設しないこと。
- ・操業問題や本協定における意見の交換、移設状況等について弊害となる事項を除き6箇月ごとに市長名の公文書により相手方へ報告すること。
- ・市は和解に係る解決金として350万円を支払うこと。

【参考】市議会議事録

平成18年9月定例会市議会 市長答弁

関宿クリーンセンターの建設に当たってのお約束事でございますが、平成元年8月12日付で、これは関宿町ごみ処理場建設反対期成同盟でなくて、同盟の委員長さんと当時の関宿町長さんとの間で施設が15年経過後、地域の意見を尊重し、他地区へ移設する等の特約規定のある関宿町ごみ処理施設に関する公害防止協定書を締結をしておるわけでございます。合併後この協定書を新市に受け継ぐという認識のもとで、当時関宿町ごみ処理場建設反対期成同盟が現在は古布内・桐ヶ作地区環境を守る会として活動しておりますので、この団体と継続稼働について協議を重ねてまいりましたが、協定書で定めました現施設の稼働期限までに協議が調うまでに至りませんでした。現在稼働期限を過ぎている状況ですが、協議が調うまで引き続き稼働させていただきたい旨を環境を守る会に口頭で伝え、了解を得て引き続き稼働しておるというのが現在の状況でございます。協議の内容については、現在守る会として最終的な結論を出すために地元で協議中であるということで、今後の方針を検討しているというふうに聞いておりますので、答弁は控えさせていただきたいというふうに思います。この会の検討結果を待ちまして相応の対応をしていきたいというふうに思っておりますのでございます。

平成18年12月定例会市議会 市政一般報告

関宿クリーンセンターの稼働延長につきましては、平成16年3月6日から精力的に話し合いを継続してまいりましたが、平成18年9月27日に千葉地方裁判所松戸支部に古布内・桐ヶ作地区の環境を守る会こと関宿町ゴミ処理場建設反対期成同盟、代表者委員長、知久 浩氏より稼働停止請求がなされました。請求の趣旨は、市はごみ処理場、これは関宿クリーンセンターの稼働を停止せよというものであります。この点につきましては、11月24日最初の口頭弁論が開かれたので御報告いたします。

平成18年12月定例会市議会 市長答弁

野田市関宿クリーンセンター稼働延長に対する地元の対応につきましては、古布内・桐ヶ作地区の環境を守る会と平成16年3月から精力的に、これは11回やっておりますが、話し合いを持ちまして、地元の意見を尊重し、真摯に対

応して協議を重ねてまいりましたが、平成 18 年 9 月 27 日に千葉地方裁判所松戸支部に古布内・桐ヶ作地区の環境を守る会こと関宿町ごみ処理場建設反対期成同盟代表者委員長、知久 浩氏より稼働停止請求がなされましたことは市政一般報告で報告したとおりでございます。地元での 11 回の話し合いの中身については御説明させていただいたとおりでございますが、この協議におきまして、稼働延長期間として 8 年間という理解をしていただきましたが、守る会側としては、8 年の稼働延長を認めるとしながらも、附帯条件として、8 年の稼働延長を厳守できなかった場合は 100 億円の違約金を守る会に支払うことを明記すること、もしくは裁判所において即決和解の方法をとることとなっております。これを受け、市としましては、法外な違約金の額であり、即決和解については、将来の行政判断を固定化し、行政サイドに対する司法的介入、干渉になり、柔軟性を欠くことになるということになります。さきに司法判断ありきには疑義があるとして、即決和解には応じられないと判断させていただきました。これにより、話し合いによる解決には至りませんでした。協議の経過等を踏まえて裁判を受け入れることにいたしました。裁判中ということもあり、これ以上の答弁は差し控えさせていただきたいと思っております。

平成 20 年 6 月定例市議会 市政一般報告

関宿クリーンセンターに係りますごみ処理場稼働停止請求事件につきましては、平成 20 年 5 月 23 日の第 10 回目となる審理において千葉地方裁判所松戸支部から和解勧告がなされたため、早期に解決することを勘案し、これを受け入れることとしましたので、御報告いたします。なお、今議会に訴訟上の和解議案を提案させていただいております。

野田市におけるごみの 3 R 対策の取組

1) 生ごみ堆肥化装置購入助成金

- ・平成 10 年 10 月からごみ減量化事業の一環として、家庭用生ごみ堆肥化装置を購入にした者に対し、予算の範囲内で費用の一部を助成することにより、生ごみの減量化を図るとともに市民のごみ処理に対する認識を高めることを目的に制度を創設
- ・野田市生ごみ堆肥化装置購入助成金交付規則
- ・埋込式生ごみ堆肥化容器（コンポスト）と機械式生ごみ処理機の 2 種類
- ・交付件数実績累計：平成 10 年度から平成 22 年度まで

コンポスト 1,552 件

機械式 1,531 件

年度別実績

	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	合 計
コンポスト	182	185	158	79	88	166	111	97	92	100	127	104	63	1,552
機 械 式	127	140	110	120	86	118	131	153	157	130	96	93	70	1,531
合 計	309	325	268	199	174	284	242	250	249	230	223	197	133	3,083

2) リサイクル展示場

※リサイクル展示場の概要

【所在地】中野台 172-4

【構 造】鉄骨造・2 階建

【面 積】1 階 132.23 m²

(1 階部分のみ賃借)



- ・粗大ごみの減量化と市民に対し再利用による物の大切さを啓発することを目的として、戸別収集による粗大ごみの中から、まだ使用可能なものをごみとして処分せずに展示場において展示し、希望者に対して無料で提供
- ・平成 7 年 9 月に開設、平成 13 年 4 月から抽選方式に変更

・主な物品提供者リスト

衣装ケース、戸棚、カラーボックス、テーブル、パイプ椅子、座椅子、おもちゃ、ぬいぐるみ

年度別実績

年度	粗大ごみ 申込個数	展示数	供与数	単位：個		単位：人	
				廃棄数	来場者数	抽選会 参加者数	
16	15,658	3,836	3,614	203	6,539	2,454	
17	16,152	3,804	3,653	229	6,852	2,341	
18	18,701	2,850	2,744	90	6,232	2,298	
19	19,568	2,801	2,718	108	5,452	2,324	
20	18,140	2,085	2,065	145	4,786	2,173	
21	19,955	3,045	2,935	132	5,423	2,442	
22	13,415	1,997	1,823	29	4,054	1,037	
合計	121,589	20,418	19,552	936	39,338	15,069	

・粗大ごみ申込み総数の約 15%～20%がリサイクル展示場に運ばれ再使用されている。

3) リサイクルフェア



・平成7年から、リサイクルに対する理解と市民意識の向上を図るため、毎年「産業祭」に合わせて2日間開催

・平成22年度来場者数：約850人

・古本市とフリーマーケットを開催し、リサイクル啓発物資を配布

商工課でも偶数月の第2土曜日に本町通り近辺で、フリーマーケットを開催

・「ごみの減量化、再資源化の促進」をテーマにした市内小学4年生のポスター作品を展示し、優秀賞を表彰

・「廃棄物減量基金」への募金活動を実施
※「廃棄物減量基金」とは、平成8年に廃棄物の発生を抑制し、再利用を促進する施策を推進するために設置したもので、指定ごみ袋の売上金と寄付金を積み立てています。『廃棄物減量基金』は、ごみの減量とリサイクルの推進のために利用す



る場合に限り運用することができる仕組みとしています。

年度別実績

年度	古本市		フリマ 出店舗数	ポスター-展 応募数
	冊数	基金寄付金		
平成7年度	約25,000	85,648	50	
平成8年度	約22,000	96,477	50	150
平成9年度	約25,000	174,310	50	197
平成10年度	約25,000	132,635		115
平成11年度	約32,000	101,334	50	161
平成12年度	約38,000	140,861	50	119
平成13年度	約38,000	105,368		367
平成14年度	約35,000	96,892	45	166
平成15年度	約39,000	82,152	50	163
平成16年度	約32,000	56,359		160
平成17年度	約30,000	74,982	48	240
平成18年度	約25,000	83,083	50	285
平成19年度	約19,200	78,926	49	190
平成20年度	約19,000	92,584	44	160
平成21年度	約17,500	64,971	37	108
平成22年度	約16,500	83,940	50	101

- ・なお、平成 23 年度から、回収する古本の減少等の理由により、土曜、日曜の 2 日間の開催を土曜日 1 日の開催に変更予定

4) 環境学習

- ・環境学習の一環として、市内小学 4 年生を対象に副読本「わたしたちの野田市」を活用し、ごみの種類、ごみの量、ごみの収集方法、清掃工場でのごみ処理のしくみ等について学習

※別紙「わたしたちの野田市」（一部抜粋）参照

5) 施設見学

- ・清掃工場、関宿クリーンセンターともに、施設の稼働時から実施
- ・清掃工場見学
平成 22 年度実績 1,270 人（小学生 1,250 人、一般 20 人）
- ・関宿クリーンセンター
平成 22 年度実績 270 人（小学生 160 人、一般 110 人）

6) 広報

《市報掲載》

①『市政の疑問にお答えします』 ごみ・リサイクル

掲載内容

堆肥センター、不法投棄対策、野田市のごみ減量の考え方
清掃工場のばいじん排出とその対策について

②毎月 15 日号に「リサイクル情報コーナー」を開設し市民に情報提供

③毎月 1 回「ごみ減量まめ知識」欄にて、様々な取組状況やルール等を掲載し啓発

④年度当初に、年間のごみ量や資源回収量、年間推移等のデータを掲載し啓発

《市ホームページ》

①『くらしの便利帳』 ごみとリサイクル

主な掲載内容

ごみの収集、指定ごみ袋制度、粗大ごみ、ごみの自己搬入資源物の回収、ごみ分別一覧、ごみ減量協力店、空き缶回収機剪定枝等の処理、特定家庭用機器、家庭用パソコンの処理、市では処理出来ないごみの処理、リサイクル展示場、家庭用生ごみ堆肥化装置購入助成金制度、事業系ごみの処理

7) 空き缶回収機の設置

- ・平成 7 年 12 月から、空き缶の散乱防止、資源回収及び子供たちへの環境教育を目的とし、市内スーパー 3 箇所と関宿支所に空き缶回収機を設置
- ・ポイントカードは、アルミ缶 1 本で 1 点、スチール缶 2 本で 1 点のポイントを付与し、250 点で文房具セット（ノート 2 冊・鉛筆 2 本・消しゴム 1 個）と交換できる。
- ・平成 22 年度の交換実績：2,705 セット



8) ごみ減量による還元制度

- ・平成9年度から、ごみの減量に努め、指定ごみ袋を使い切らなかった世帯に対し、野田市の資源回収で集められた古紙を使った100%再生紙使用のトイレットペーパーを報奨品として還元
- ・平成22年度の交換実績；市全体 61,950 世帯（平成23年4月1日現在）の 25.05%にあたる 15,523 世帯が交換
- ・平成22年度より、12 ロールから 6 ロールに変更
- ・千葉県下では、野田市と君津市が実施（君津市は平成22年度で終了）



9) 野田市堆肥センター



・これまで「ごみ」として焼却してきた剪定枝、落ち葉及び草を活用して良質な堆肥を生産し、ごみの減量化推進と化学肥料の減量化による環境保全型農業を推進することにより、付加価値のある持続性の高い農業の振興に寄与することを目的として建設、平成12年4月稼働

- ・剪定枝、落ち葉及び草の搬入
 - 事業者からの搬入は有料
 - 各家庭からの搬入は無料（個別収集あり）
- ・平成22年度堆肥センター搬入実績
 - 剪 定 枝：3,833,040kg
 - 落 ち 葉・草： 399,435kg 計 4,232,475kg

単位 kg					
年度	一般 持ち込み	剪定・草刈 業者搬入	戸別収集	団体等	合 計
20	1,277,775	1,216,920	1,555,545	44,970	4,095,210
21	1,448,430	1,147,315	1,581,775	24,710	4,202,230
22	1,601,560	1,014,040	1,598,295	18,580	4,232,475
合計	4,327,765	3,378,275	4,735,615	88,260	12,529,915

わたしたちの野田市



野田市教育委員会

5 住みよいくらしをささえる

(1) わたしたちのくらしとごみ

① たくさんのごみのしまつ

学校では、^{あつ}集めたごみを、^も燃やせるごみ・^{しげん}資源ごみ・^も燃やせないごみに分けてありました。



↑ 教室のごみ箱

たろうさんの家でも、ごみを分けて出しています。^{きんじょ}近所で^あ空きかんや新聞紙などの^{しげん}資源ごみを^{あつ}集める日にお手伝いをしたことがありました。

けい子さんの家の近くには、「ごみステーション」というものがあります。そこに、けい子さんもごみを出しに行ったことがありました。

しかし、^{きゅう}学級のみんなは、家や学校で出るごみの^{しゅるい}種類や^{りょう}量、ごみの^{しまつ}始末がどうなっているのかよく分かりません。

野田市では、どのような^{しゅるい}種類のごみが、どのくらい出されているのでしょうか。

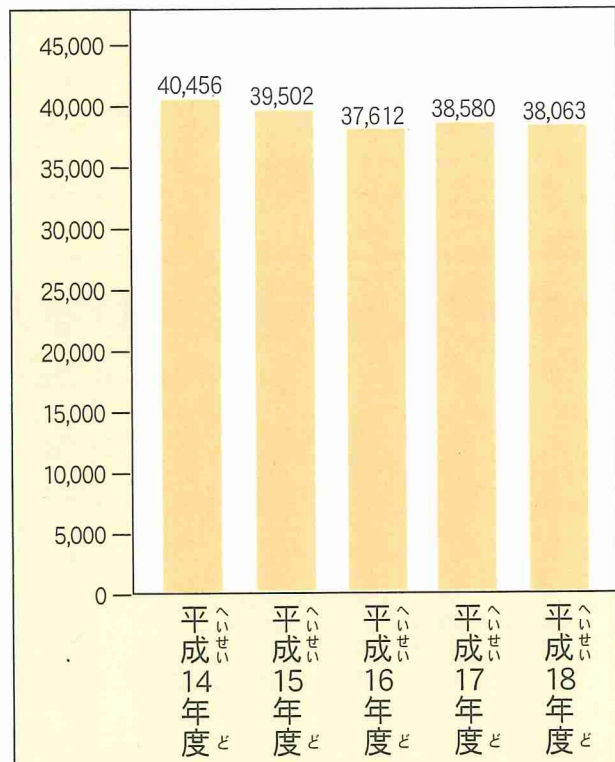
野田市にある二つの清そう工場で処理されたごみの量を合わせると、1日およそ107トン（平成18年度）になります。これは、市民1人がおよそ674グラムのごみを出していることになります。

さらに、ごみの中身をくわしく調べてみると、紙くず・布くず、ビニール・プラスチック、生ごみ（料理くず）などが多くなっています。

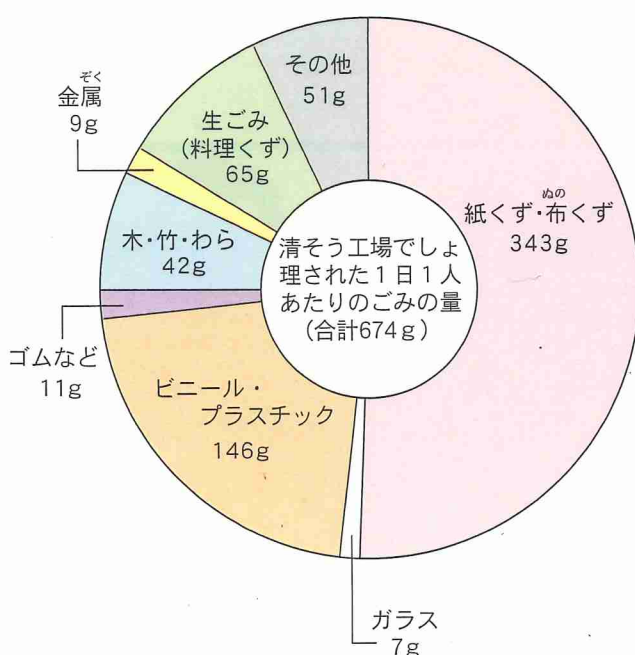
また、野田市から出るごみの量のグラフを見ると、平成15年のときには、野田市と関宿町の合併で人口がふえましたが、ごみの量は前年よりもへっていることがわかります。

野田市清掃工場・不燃物処理施設

関宿クリーンセンターで1年間に処理されたごみの量（野田市）



清そう工場で処理された
1日1人あたりのごみの量



野田市清そう事業の概要より

② ごみを集める

野田市ではどのようにして、ごみを^{あつ}集めているのでしょうか。

家から出た燃^もやせるごみ
(可燃^{か ねん}ごみ)・燃^もやせない
ごみ(不燃^{ふ ねん}ごみ)はどのよ
うにして清^{せい}そう工場^{はこ}へ運ば
れるのでしょうか。

住^すんでいる地^ち域^{いき}によって、
ごみを出^だすよう日^{にち}と場^ば所^{しよ}



↑ ^{しゅうしゅう}ごみ収集車

(ごみステーション)が^き決まっています。それを、14台
の^{しゅうしゅう}ごみ収集車^{あつ}で集めています。1台の^{しゅうしゅう}ごみ収集車^{せい}は、清
そう工場^{こうじょう}とごみステーションを1日だいたい4回ほど行
き来して、100～120か^{しよ}所^{しよ}のごみステーションからごみ
を^{あつ}集めています。

ごみを^{しゅう}集^{しゅう}している人の話

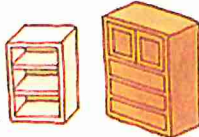
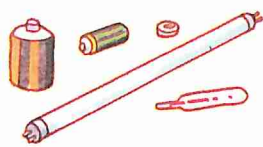
^き決められたごみの^{しゅうしゅう}収集日^{ご ぜん}の午前8時30
分までに、ごみステーションに出すよう
にしてほしいですね。

また、もやせるごみ(可燃^{か ねん}ごみ)・もやせないごみ(不
燃^{ふ ねん}ごみ)をきちんと分けて出してください。

このごろ、ごみを出してはいけない所^{しよ}にすてる人がいて
こまっています。ごみはきめられた^{よう}曜日に、きめられた^ば場
所^{しよ}にすててください。



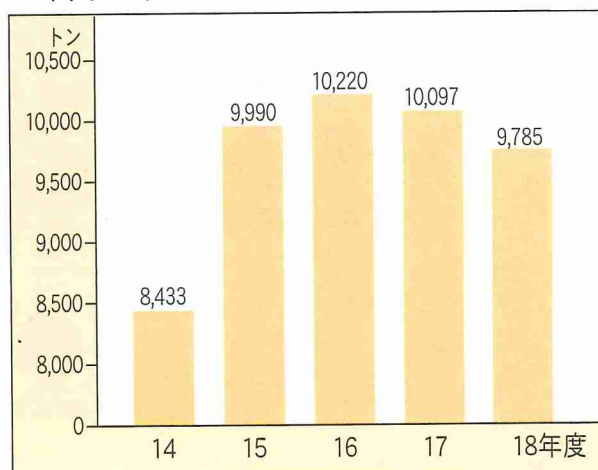
【家庭から出るごみの分類】

^{か ねん} 可燃ごみ (もやせるごみ)	^{りょうり} 生ごみ (台所から出る料理くずなど)、 紙おむつ、使った 後のちり紙など 	^{あつ} 毎週 2 回集めています
^{ふ ねん} 不燃ごみ (もやせないごみ)	おかしの入っていたビニールのふくろ、 シャンプーなど  のようき、われ たお茶わんなど	^{あつ} 毎週 1 回集めています
^{し げん} 資源ごみ	^{ぎゅうにゅう} 新聞紙、ダンボール、牛乳パック、その たの紙、びん、空きかん、なべやストー ブなどの金ぞく るい、ペットボ トル、ぬの、古 着など 	^{あつ} 毎月 1 ~ 2 回集めています それぞれの種類ごとに、リ サイクルするための施設へ 運びます
そ大ごみ	つくえ、いす  たんす、ふとんなど	^{かく かてい と} 各家庭に取りに行きます ^{ゆうりょう} (有料)
^{ゆう がい} 有害ごみ	けい光かん、かん電池、ガラス製体温 計など 	^{し やくしよ ししよ かくしゅつちよう} 市役所、関宿支所、各出張 ^{じよ しゆう} 所、市内の電気店に回収ば ^お こを置いています



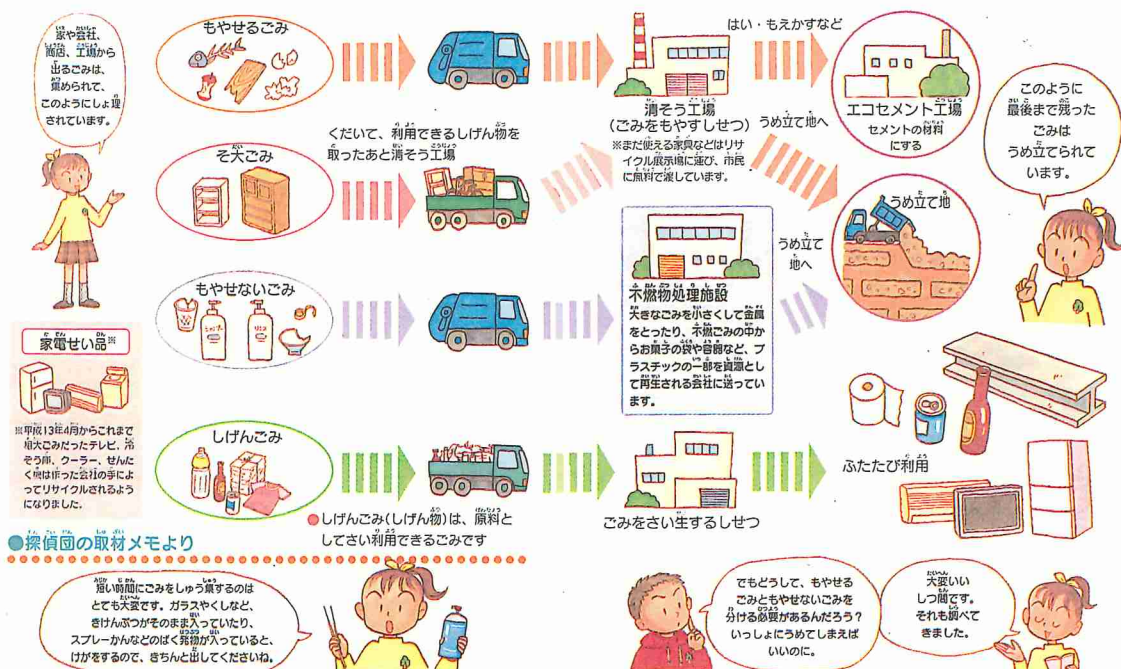
① ^{し げん しゆう}
資源回収

1 年間で集まったしげん回収の量(野田市)



野田市清そう事業の概要より

ごみはいったいどこに運ばれるんだろうか



たんていだん
野田市ごみ探偵団が行く！より

③ 清そう工場

清そう工場では、どのようにごみの処理をしているのでしょうか。

しゅう集車で集められた『可燃ごみ』は、「野田市清そう工場」と「関宿クリーンセンター」の2つの清そう工場で燃やされます。2つの清そう工場で1日に燃やされるごみの量を合わせると、しゅう集車およそ70台分になります。

『不燃ごみ』は、「野田市清そう工場」のとなりにある「不燃物処理施設」で、リサイクルできるものが取り出され、残ったものはうめ立て処分されます。

「^{ふ ねん}不燃物^{し ょ り}処理しせつ」で1日に処理される^{りょう}ごみの量は、
^{しゅうしゅう}収集車およそ21台分になります。

^{せい}清そう工場は、^{こうじょう}環境に^{かんきょう}気をつけていろいろな^{くふう}工夫をしています。



① ^{せい}野田市清そう工場



① ^{ふ ねん ぶつ し ょ り}不燃物処理しせつ

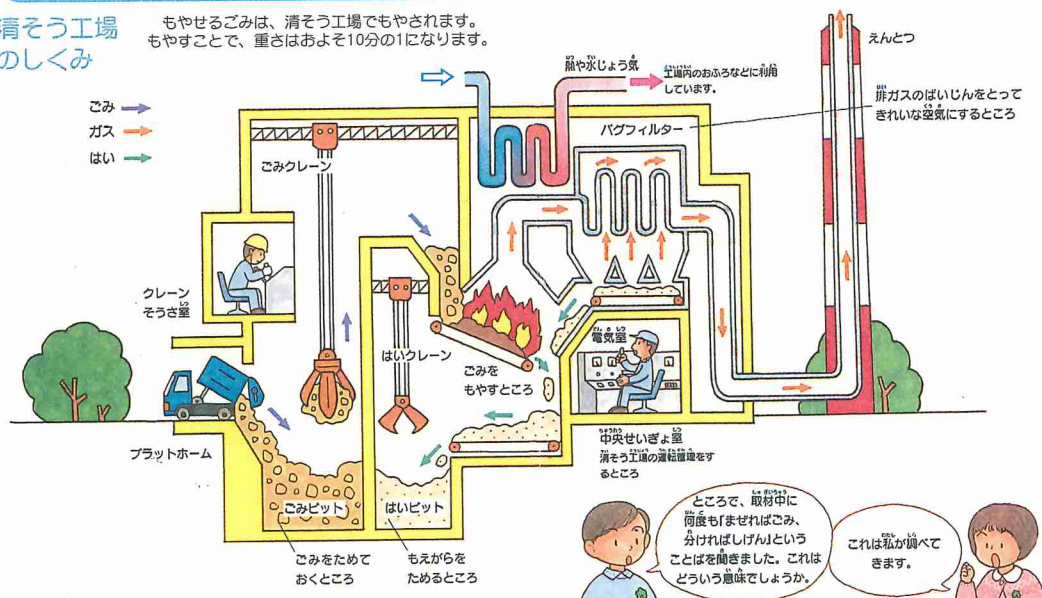


① ^{せき やど}関宿クリーンセンター

^{せい}清そう工場の中はどうなっているんだろう？

●清そう工場 のしくみ

もやせるごみは、清そう工場でもやされます。
 もやすことで、重さはおよそ10分の1になります。



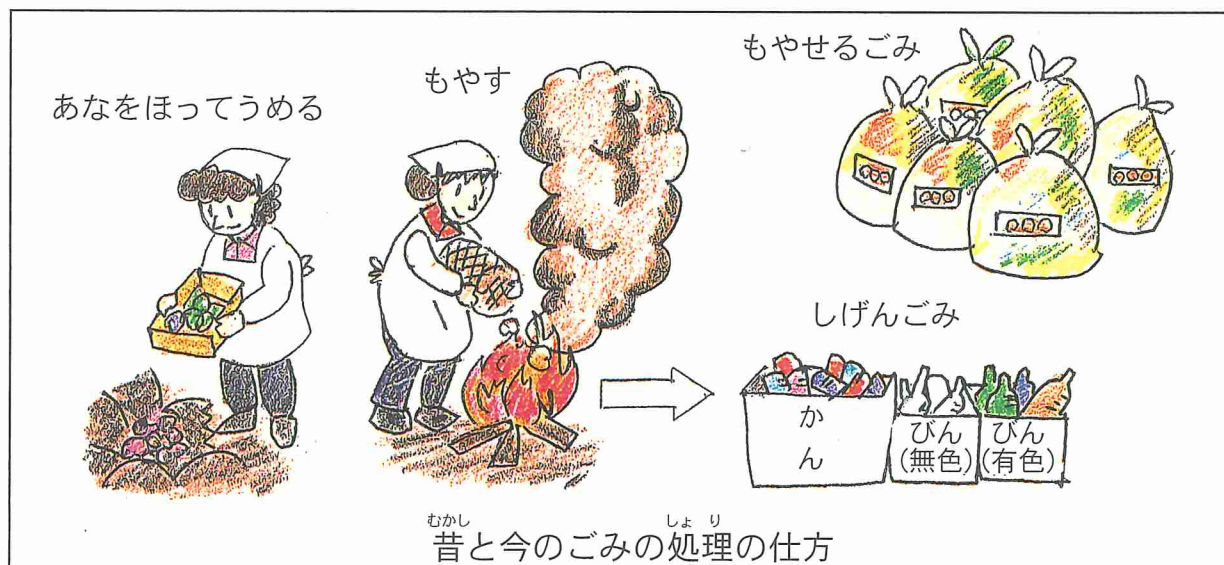
たんていだん
 野田市ごみ探偵団が行く！より

④ これからのごみ処理^{しやり}・・・まぜればごみ、分ければしげん

ごみをふやさないようにするには、どうしたらよいでしょうか。

ごみ処理^{しやり}施設^{しせつ}の無^なかったころは、家から出るごみを空き地^もで燃^もやしたり、生^{なま}ごみ^{りようり}（料理^{りよう}くず・野^やさいくずなど）は土の中にうめてひ料^{ひりよう}にしたりするなど、それぞれの家で処理^{しやり}していました。

ところが、今とむかしでは生活^{ようす}の様^か子が大きく変わってきました。空き地などでごみを燃^もやすとダイオキシンという有害^{ゆうがい}な物質^{ぶつしつ}が出て環^{かん}境^{きよう}によくないことや、あなをほってうめる場^ば所^{しよ}がないことから、多くの家ではごみの日^きに決^きめられた場^ば所^{しよ}（ごみステーション）に出しています。



しかし、清^{せい}そう工^{こう}場^{じよう}で処理^{しやり}できるごみの量^{りよう}にはかぎりがあります。

さらに、清^{せい}そう工^{こう}場^{じょう}で燃^もやした後^{あと}の『灰^{はい}』や、燃^もやせないごみを処^{しょ}分^{ぶん}するためのうめ立て地を手にいれることも、むずかしくなってきました。

そこで、野田市では、ふえ^{つづ}続けるごみをへらすために、次のような取^とり組^くみをしています。

・家から出る『可^か燃^{ねん}ごみ』・『不^ふ燃^{ねん}ごみ』は、「野田市指定のふくろ」に入れて出してもらっています。

・市内にあるお店に協^{きょう}力^{りき}してもらい、肉^{にく}や魚^{さかな}などが入っていた食品^{ひん}トレ^いーや、牛乳^{にゅう}パッ^く、使えなくなったけい光^{こう}灯^{でん}、かん電^{でん}池^ちなどの回^{しゅう}収^{しゅう}を行ってもらっています。

・それぞれの地^い域^きには、野田市から願^{ねが}いしたリーダ^ーの人がいて資^し源^{げん}回^{しゅう}収^{しゅう}やごみの出^すし方^{ほう}を、住^すんでいる人^{たち}に教^{おし}える仕^し事^{ごと}をしています。



① 食品^{ひん}トレ^いー・牛乳^{にゅう}パッ^くク



① けい光^{とう}灯^{でん}・かん電^{でん}池^ち